

品質管理委員会 年次報告書

平成 26 年度

Quality Control Committee Annual Report 2015

年次報告書の公表に当たって



日本公認会計士協会（以下「当協会」といいます。）は、平成25年7月に新タグライン「Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士」を設定し、本タグラインの下、公認会計士に対して社会から寄せられる期待にしっかりと迅速に応えることでパブリック・インタレスト（公益）に貢献できるよう取り組んでいます。

経済社会活動を公正に行う上で、透明性の確保、適正な情報開示、説明責任を果たすことが求められており、監査はそれらを果たす上での重要なインフラとなっています。企業は情報開示を充実させ、説明責任を果たすことが必要であり、①開示する情報の範囲と内容、②情報の信頼性、③情報開示の適時性の3点が重要ですが、監査人もそれらを踏まえ、その使命と職責を果たすことにより

国民経済の健全な発展に貢献することが求められます。

平成27年3月5日に政府のコーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議によりコーポレートガバナンス・コード原案が策定され、その中で、適正な監査の確保のための取締役会、監査役会の対応として十分な監査時間の確保、監査役等との連携の確保などがうたわれています。不正リスク対応基準への対応など監査手続が増加し複雑化している一方で、決算の早期化などの流れもあり、十分な監査時間を確保できているか見直す必要があります。十分な監査時間を確保し、その中で職業的懐疑心を発揮して業務を行うことができる環境が整えば監査の品質も向上すると考えています。

当協会は、監査の品質の維持、向上を図り監査に対する社会的信頼を維持、確保するために品質管理レビュー制度を自主規制として運用しています。本報告書は平成26年度における品質管理レビューの実施結果について報告するものです。

現在、当協会は上場会社監査事務所登録制度の見直しを行っており、また、監査事務所の体制の整備に関する事項についても誓約するように上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書様式等を変更し提出を求めることを内容とした公開草案を公表しています。

監査の信頼性に疑念が生ずれば、公認会計士に対する信頼がなくなるだけでなく、我が国の資本市場の信頼性にも大きな影響が出ることになります。社会からの様々な期待に応えるためにも、我々は襟を正す必要があり、監査の信頼性を確保する上で、自主規制機能の一層の充実に取り組んでまいります。

平成27年5月22日

日本公認会計士協会

会長

森 公高

目次

報告の要旨	1
1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	5
(1) 品質管理レビュー計画	5
(2) 品質管理レビュー結果	5
(3) 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項	6
(4) 品質管理レビューにおける重点的实施項目	11
(5) 品質管理審議会からの勧告事項への対応	13
(6) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導	14
2. 改善勧告事項の分析	15
(1) 改善勧告事項とその原因	15
(2) 改善の不十分な事項とその原因	15
(3) IFIAR の調査結果の分析	16
3. 上場会社監査事務所の登録	18
(1) 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況	18
(2) 上場会社監査事務所登録制度の措置について	18
(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等の開示について	18
(4) 上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況	19
4. 品質管理レビューの結果等の監査役等への通知	20
(1) 「品質管理レビューの結果等の監査役等への通知」に対する取組み	20
(2) 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書について	21
5. 今後の行動計画	22
(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の確実な運用	22
(2) 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認	25
資料1 現行の品質管理レビュー制度	26
資料2 現行の上場会社監査事務所登録制度	34
資料3 各国における検査制度	38
資料4 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	40
資料5 平成25年度品質管理委員会活動に関する勧告書	46
資料6 品質管理関係規程の変更等	49
資料7 改正後の品質管理レビュー制度	52
資料8 上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱	57
用語説明	71

報告の要旨

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の意義

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用している。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や監査事務所への措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用している。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所に対し、定期的に「通常の品質管理レビュー」を実施し、その結果、改善勧告事項があった監査事務所に対し、次年度に「フォローアップ・レビュー」を実施している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に「再フォローアップ・レビュー」を実施している。

品質管理レビューの実施状況及び実施結果並びにその分析

当年度は、レビュー年次計画を策定するに当たり、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じてレビュー実施期間を延長すること、重点的实施項目を明確にし通常の品質管理レビューにおいて横断的に確認すること及び必要な場合にはレビュー対象期間を過年度に遡って確認すること等を考慮した。なお、前年

度の通常の品質管理レビューにおいて「限定事項付き結論」が表明され、改善措置の実施状況を早期に確かめる必要がある監査事務所等については、品質管理レビューの実施間隔を短縮して通常の品質管理レビューを実施している。

当年度においてレビューを実施した監査事務所は、通常の品質管理レビュー89事務所、フォローアップ・レビュー70事務所及び再フォローアップ・レビュー6事務所である。さらに1事務所を対象として準レビューを実施している。通常の品質管理レビューを実施した結果、「限定事項のない結論」76事務所（改善勧告事項のない6事務所を含む。）、「限定事項付き結論」9事務所であり、「否定的結論」となった監査事務所はなく、「結論の不表明」1事務所であった。「結論の不表明」は、公認会計士法施行規則第25条第五号の規定に係る業務管理体制の整備・運用状況のみをレビュー対象としたためである。フォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所は9事務所であった。再フォローアップ・レビューでは、改善の不十分な事項は認められなかった。なお、当年度に「会長への報告」を行った監査事務所は5事務所であった。

「限定事項付き結論」となった監査事務所は、前年度に引き続き、通常の品質管理レビューを実施した監査事務所の10%程度であることから、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が継続していると考えられる。

通常の品質管理レビューを実施した結果、当年度の改善勧告事項の総数は、前年度に比べて減少しているが、改善勧告を受けた監査事務所が多かった項目は前年度との類似性が見受けられ、「監査業務における品質管理」については、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」、「会計上の見積りの監査」及び「監査証拠」に関する改善勧告事項が多く、「監査事務所における品質管理」については、「品質管理のシステムの監視」、「審査」及び「品質管理の全般的体制」に関する改善勧告事項が多かった。



品質管理委員会委員

当年度の品質管理レビューの重点的实施項目とした4項目のうち「監査における不正リスク対応基準への対応状況」、「個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等（以下「クラリティ版報告書」という。）への対応状況」及び「会計上の見積りの監査」について改善勧告事項が見受けられたが、「報酬依存度のセーフガードの適用状況」については改善勧告を受けた監査事務所はなかった。

また、改善勧告事項のうち「限定事項付き結論」の原因となった項目としては、「リスク・アプローチに基づく監査の実施」、「会計上の見積りの監査」及び「審査」に関する事項が多かった。改善勧告事項となった原因を分析すると、「監査及び会計の基準等の理解不足」と「職業的専門家としての意識の問題」を原因とするものに集約された。これらの原因に対処するために、監査事務所は品質管理に対する意識の向上、適切な監査に必要な知識と技術の向上を図り、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成し、当協会は品質管理の向上に向けた研修の充実・強化等の施策を講じる必要がある。

上場会社監査事務所名簿等への登録状況及び措置が講じられた監査事務所

当年度の上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿（以下「上場会社監査事務所名簿等」という。）への登録状況は、本登録事務所及び本登録審査中の事務所の増加が14事務所、上場会社との監査契約を解消した等の理由による減少が27事務所であり、平成27年5月22日現在、本登録事務所及び本登録審査中の事務所数は156事務所であった。なお、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理特定事案検討部会での検討結果を経て、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定をした4事務所のうち、その決定の効力が生じ、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に開示された監査事務所は1事務所であった。

当年度の品質管理レビューの結果に基づき「措置」を講じる決定をした監査事務所は、一号措置が7事務所、二号措置が6事務所、三号措置が4事務所であり、四号措置が講じられた監査事務所はなく、措置なしが111事務所であった。なお、三号措置を講じる決定をした4事務所のうち、平成27年5月22日までにその決定の効力が

生じ、「上場会社監査事務所名簿」に開示された監査事務所は、1事務所であった。

品質管理レビューの結果等の監査役等への通知

当協会は、監査役等とのコミュニケーションの一環として、品質管理レビューの結果の要約を監査役等へ提供し、監査事務所の品質管理の状況について監査役等と積極的にコミュニケーションを行い、両者がより一層連携を図る必要性について周知を行ってきた。当年度においては、当該通知に関する監査事務所の対応状況を把握するために、全てのレビュー対象監査事務所を対象として質問調査を実施し、調査の結果を受けて監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の伝達義務を明確化するために、品質管理レビューの結果等の監査役等への通知における具体的な伝達方法及び内容を定めた監査基準委員会報告書（以下「監基報」という。）260「監査役等とのコミュニケーション」の改正の公開草案及び当該書面作成の参考に資するための様式例（公開草案）が公表された。なお、監基報260改正の公開草案のうち品質管理レビューの結果等の監査役等への通知に関する内容の周知を行うため、全てのレビュー対象監査事務所を対象として、レビューチームによる個別の説明を行った。

今後、当協会のウェブサイトにおける「監査役の方へ」のページからの情報発信を行う予定であり、様々な媒体を通じて、「品質管理レビューの結果等の監査役等への通知」について、継続的に周知活動を行う予定である。

今後の行動計画

平成25年5月23日付けの「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」（以下「提言」という。）の具体化のため、平成26年2月13日に「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総会において、品質管理レビューの性格の変更と品質管理レビューの結果に基づく措置制度の新設、品質管理レビューの対象監査事務所と対象監査業務の拡大、機動的・臨時的な品質

管理レビューの新設等の制度改正に必要な会則・規則の変更が行われ、原則として平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっており、今後、確実な実行を図ることとする。

平成26年2月の改正要綱においてさらに検討が必要とされた上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けることに関して、平成27年3月19日に「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられた。また、平成27年3月20日に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、監査事務所の品質管理体制についてより高い意識をもっていることを示すため、誓約書様式等を変更し提出を求める内容の公開草案が公表された。これらについては、平成27年7月の定期総会に必要な会則・規則の変更が上程される予定である。

「提言」のうち「品質管理レビューの実効性の向上」に関して、監査事務所の状況及び個別の監査業務の特性等の品質管理レビューに係るリスクを考慮してレビュー手続の実施範囲を決定するなどのリスク・アプローチの適用の徹底等のため、必要な品質管理レビュー手続等を改正する。また、監査事務所が自らの品質管理のシステムの不備の内容と程度を的確に認識できるように発見事項等の内容の説明を十分に行うとともに、監査事務所に対して適切な改善措置の検討を要請する。

さらに、監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認のため、当年度の重点的実施項目に「監査役等とのコミュニケーション」を追加した5項目を平成27年度の重点的実施項目とする。また、最近の新規公開を巡る問題への対応として、新規公開の業務に関与している監査事務所は、新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応について、より深度ある監査の実施が求められるが、品質管理レビューにおいても対応状況を確認する。

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度については、継続的に見直しがなされているが、会員に対して会則・規則等の周知徹底を図り円滑な制

度移行を行うとともに、公認会計士監査の利用者である資本市場関係者等に当協会の自主規制制度の周知活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼が高まるように努める必要がある。

最後に、前年度に引き続き、①関係する諸団体との意

見交換等を通じて上場会社監査事務所登録制度の適切な運営を行うことや、②監査業務の品質管理に関する諸外国の制度の調査・研究を行い、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について継続的に見直しを実施することも必要であると考えている。

当報告書は、「報告の要旨」、「本文」、「資料編」及び「用語説明」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「用語説明」において、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語について説明している。

なお、平成26年7月の定期総会において、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に関する会則・規則が改正されているが、改正前の規定により品質管理レビューを受けなければならないこととされている監査事務所に対する特別レビューの実施に関する規定を除き、原則として平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューから適用されることとなっているため、本年次報告書における会則・規則の条項は改正前の規定に基づき記載している。

1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1) 品質管理レビュー計画

品質管理委員会は、品質管理レビューの対象とする監査事務所を決定するためにレビュー年次計画案を審議し、決定しているが、当年度のレビュー年次計画を策定するに当たり、①レビュー実施期間を画一的に設定することなく、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じて、実施期間の延長を行い、必要なレビュー手続を実施すること、②監査の品質管理に当たって、特に、重要な項目及び社会的な関心が寄せられている項目については、重点的实施項目として明確にし、通常の品質管理レビューを実施する監査事務所を横断的に確認すること、③レビュー対象期間を、品質管理レビューの実施前の1年間に限定せず、必要な場合には過年度に遡って確認すること、等を考慮した。

「限定事項付き結論」となった監査事務所数の通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数の総数に対する割合は10%前後で推移しているが、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になりつつある。このような二極化の傾向に対処するために、前年度に通常の品質管理レビューを実施した結果、「限定事項付き結論」が表明されており、改善措置の実施状況を早期に再度評価することが望ましい場合等、次回の通常の品質管理レビューまでの期間を短縮（以下「実施間隔を短縮」という。）する必要があると認めた場合には、前回の通常の品質管理レビューから当年度までに3年を経過していない監査事務所についても、通常の品質管理レビューを実施している。

(2) 品質管理レビュー結果

通常の品質管理レビュー

通常の品質管理レビューは、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等を監査している監査事務所を対象として、原則として3年に一度の頻度で実施されている（ただし、大手監査法人については、2年に一度の頻度で実施されている）。当年度の通常の

品質管理レビューは、89事務所（前年度93事務所）を対象として実施され、「限定事項のない結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は76事務所（改善勧告事項のない6事務所を含む。前年度85事務所）であり、「限定事項付き結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は9事務所（前年度8事務所）であり、「否定的結論」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は前年度に引き続きなかった。「結論の不表明」の品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所は1事務所（前年度はなかった）であった。

「限定事項付き結論」となった監査事務所数の割合は、前年度に引き続き、10%程度であることから、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向は継続していると考えられる。監査業務における品質管理に関する限定事項としては、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項や、会計上の見積りの監査に関する事項が多く見受けられ、監査事務所における品質管理に関する限定事項としては、審査に関する事項が多く見受けられた。

また、上記のとおり、1事務所に対して「結論の不表明」の品質管理レビュー報告書を交付しているが、これは、公認会計士法施行規則第25条第五号の規定に係る業務管理体制の整備・運用状況のみを品質管理レビューの実施対象としたためである。この品質管理の全般的体制に係る発見事項については、当年度の通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の総数に含めていない。

なお、当年度に通常の品質管理レビューを実施したものの、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビュー報告書が交付された監査事務所数と通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数は一致しない。

当年度は、9事務所を対象として、実施間隔を短縮して通常の品質管理レビューを実施しているが、このうち4事務所については「限定事項のない結論」の品質管理レ

ビュー報告書が交付され、4事務所については「限定事項付き結論」の品質管理レビュー報告書が交付され、1事務所については品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった。また、これらの9事務所のほかに、報酬依存度のセーフガードとして実施間隔を短縮して通常の品質管理レビューを実施した6事務所がある。

なお、上記のとおり、通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数は、監査事務所間の合併やレビュー対象会社等との監査契約の解除等により前年度に比べて減少している一方、レビューの実施日数は、前年度に比べて大幅に増加している。これは、当年度にレビュー対象とした監査事務所の中には、大手監査法人の3法人（前年度2法人）を含め、比較的規模の大きい監査事務所が多く含まれており、選定した監査業務数が前年度に比べて大幅に増加していることや、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じて、レビュー実施期間を延長したこと等が原因である。

フォローアップ・レビュー

フォローアップ・レビューは、前年度に通常の品質管理レビューを実施した監査事務所のうち、改善勧告書を交付した監査事務所を対象として、改善措置の実施状況を確認することを目的として実施されている。当年度のフォローアップ・レビューは、70事務所（前年度72事務所）を対象として実施され、「改善の不十分な事項のない確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書が交付された監査事務所は61事務所（前年度60事務所）であり、「改善の不十分な事項のある確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書が交付された監査事務所は9事務所（前年度12事務所）であった。

再フォローアップ・レビュー

前年度にフォローアップ・レビューを実施した結果、「改善の不十分な事項のある確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書を交付した監査事務所を対象として、再フォローアップ・レビューを当年度に実施しているが、「改善の不十分な事項のない確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書が交付された監査事務所は6事務所（前年度1事務所）であり、「改善の不十分な事項のある確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書が交付された監

査事務所は前年度に引き続きなかった。

なお、前年度に「改善の不十分な事項のある確認結果」のフォローアップ・レビュー報告書が交付された監査事務所は12事務所であったが、このうち5事務所は、実施間隔を短縮して通常の品質管理レビューを実施しているほか、1事務所は、品質管理レビューの対象となる監査事務所ではなくなったため、当年度に再フォローアップ・レビューの対象となった監査事務所数とは一致しない。

準レビュー

当年度は、会長から指示を受け、1事務所を対象として準レビューを実施した。具体的には、不正リスクに対応する監査人の手続に係る監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況や、選定した監査業務に係る不正リスクに対応する手続の立案及び実施状況のレビューを実施した。準レビューを実施した結果、監査役等とのコミュニケーションに関する発見事項が1件見受けられ、当該事項を含め、準レビューを実施した結果を会長に報告した。

会長への報告

当年度は、5事務所を対象として会長への報告を実施した。具体的には、「売上高の重要な虚偽表示を看過している相当程度の懸念があり、監査意見の妥当性に重大な疑念があるため」や、「監査法人の業務管理体制の会則及び規則への準拠性に重大な疑念があるため」や、「継続企業の評価に関する手続に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があり、監査意見の妥当性に重大な疑念があるため」等の事由により会長への報告を実施した。

(3) 通常の品質管理レビューにおける 改善勧告事項

当年度の通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項の総数は674件（前年度829件）であった。また、注意喚起事項の総数は199件（前年度156件）であった。改善勧告事項の総数は、前年度に比べて減少しているが、これは、①前年度に品質管理レビューを実施した結果、改善措置の実施状況を早期に再度評価することが

望ましいと考えられる監査事務所等については、実施間隔を短縮し、当年度も通常の品質管理レビューを実施しているが、改善措置が講じられたため、当該監査事務所に係る改善勧告事項数が減少していることや、②当年度に通常の品質管理レビューを実施したものの、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所に係る改善勧告事項が当年度の改善勧告事項の総数に含まれていないこと等が原因である。

通常の品質管理レビューの対象監査事務所は、各年度によって異なるため、改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較することは、必ずしも合理的ではない。しかしながら、改善勧告事項の傾向を把握するため、前年度同様、監査業務における品質管理と監査事務所における品質管理に分けて、項目ごとの改善勧告を受けた監査事務所数や改善勧告事項数を前年度と比較した。その結果、監査業務における品質管理と監査事務所における品質管理の改善勧告事項の傾向は、いずれも前年度と類似していることが判明した。各年度の改善勧告事項に類似性が見受けられることは、前年度も指摘しているところであるが、改善勧告を受けた監査事務所は、同じ項目で改善勧告が繰り返されないように、引き続き、改善勧告事項の原因を分析し、必要な改善措置を講じる必要がある。

なお、以下の①から③までの記述においては、当年度に通常の品質管理レビューを実施したものの、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所に係る改善勧告事項を除いている。

① 監査業務における品質管理

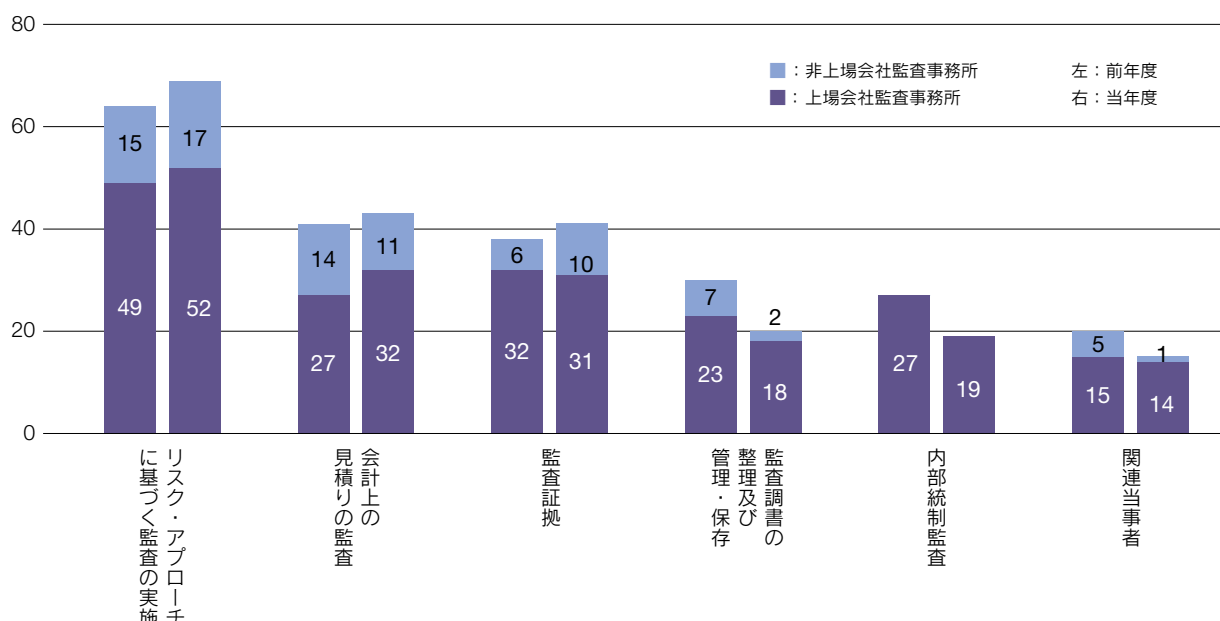
当年度は、監査業務を274業務（前年度220業務）選定し、通常の品質管理レビューを実施した結果、監査業務における品質管理の改善勧告事項数は588件（前年度697件）となった。また、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は2.1件（前年度3.2件）となった。

下記の図1【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査業務における品質管理について、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった上位6項目を、前年度の監査事務所数と比較したものである。上位6項目は、前年度も同じ項目であり、改善勧告を受けた監査事務所数の多い項目に類似性が見受けられる。

リスク・アプローチに基づく監査の実施

リスク・アプローチに基づく監査の実施では、①分析の実証手続、②経営者による内部統制の無効化に係るリスク対応手続及び③監査手続の対象項目の抽出方法に関する改善勧告事項が数多く見受けられた。

図1【監査業務における品質管理の項目別の監査事務所数】





日本公認会計士協会では、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用している。

● 分析的実証手続

「推定値が、個別に又は集計して重要な虚偽表示となる可能性のある虚偽表示を識別するために十分な精度であるかどうか評価していない」や、「計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、追加的な調査を行わなくても監査上許容できる差異の金額を決定していない」等の改善勧告事項が数多く見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、実証手続として分析的実証手続を立案した場合には、前期比較等、単なる分析の手続に留まらず、上記のような分析的実証手続の要件を満たす必要があることを監査人が理解していなかったことが原因ではないかと考えられる。

● 経営者による内部統制の無効化に関係したリスク対応手続

「総勘定元帳に記録された仕訳入力や総勘定元帳から財務諸表を作成する過程における修正についての適切性を検証するに際し、仕訳入力及び修正を監査対象期間を通じて検証する必要性を考慮していない」等の改善勧告事項が数多く見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、内部統制が有効に運用

されていることが、決算整理で行われた仕訳入力及び修正に限定して検討する理由にはならないことを監査人が理解していなかったためではないかと考えられる。また、監査における不正リスク対応基準に関連して、「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が存在するにもかかわらず、不正による重要な虚偽表示の疑義に該当するかどうかを判断せず、当該疑義に対応する監査手続を実施していない」等の改善勧告事項が見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、職業的懐疑心を発揮して監査手続を実施していなかったことが原因ではないかと考えられる。

● 監査手続の対象項目の抽出方法

「実証手続を実施するに当たり、特定項目抽出による試査が、母集団の中から抽出されない残余部分に対する監査証拠を提供しないことを考慮し、残余部分に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するための実証手続を立案していない」や、「運用評価手続を実施するに当たり、母集団内の全てのサンプリング単位に抽出の機会が与えられるような方法で、サンプルを抽出していない」等の改善勧告事項が数多く見受けられた。こ

のような改善勧告事項が生じたのは、監査手続の対象項目の抽出方法には、精査、特定項目抽出による試査及び監査サンプリングによる試査、の三つの抽出方法があるが、母集団全体に関する誤った結論を導き出さないように、適切な抽出方法を選択し、対象項目を抽出しなければならないことを監査人が理解していなかったことが原因ではないかと考えられる。

会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査では、固定資産の減損及び繰延税金資産に関する改善勧告事項が数多く見受けられた。固定資産の減損については、「固定資産の減損を検討する際に経営者が使用した事業計画等の仮定の合理性を十分に検討していない」等の改善勧告事項が多く見受けられた。繰延税金資産については、「将来減算一時差異等のスケジュールの妥当性を十分に検討していない」等の改善勧告事項が多く見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、監査人が、経営者との長年の信頼関係等から職業的懐疑心を発揮せず、経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを批判的に検討していないことが原因ではないかと考えられる。

監査証拠

監査証拠では、監査証拠として利用する情報に関する改善勧告事項が数多く見受けられた。具体的には、「企業が作成した情報を監査証拠として利用する際に、当該情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を十分に入手していない」等の改善勧告事項が数多く見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、会計上の見積りの監査でも述べたとおり、監査人が監査対象会社から入手した情報を批判的に検討せず、鵜呑みにしていることが原因ではないかと考えられる。

監査調書の整理及び管理・保存

監査調書の整理及び管理・保存では、監査ファイルの最終的な整理に関する改善勧告事項が数多く見受けられた。具体的には、「監査報告書日後、適切な期限内に、監査ファイルにおける監査調書を整理しておらず、監査ファイルの最終的な整理についての事務的な作業を

完了していない」等の改善勧告事項が数多く見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続の監査事務所内における周知徹底が十分行われていなかったのが原因ではないかと考えられる。

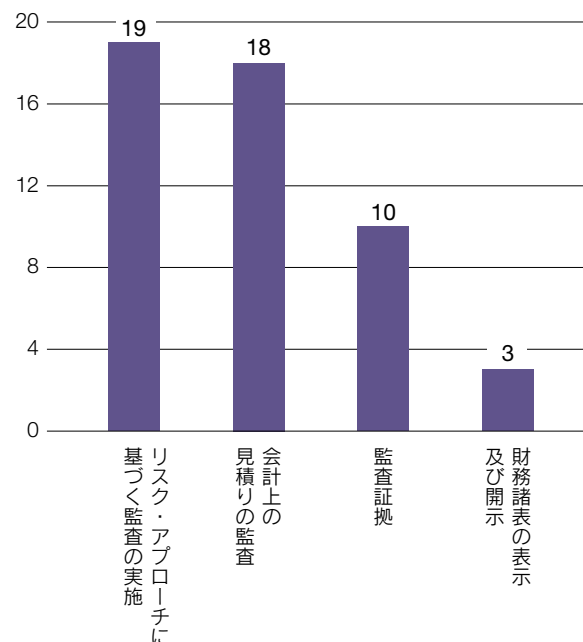
② 金融機関の監査業務における品質管理

金融機関の監査業務では、金融機関の事業の特殊性又は複雑性から、監査計画の策定、リスク評価手続及びリスク対応手続の実施において業種特有の対応が求められることがあるため、改善勧告事項の項目別件数や改善勧告事項の内容に関する業種特有の傾向や特徴について分析した。

当年度は、金融機関の監査業務を22業務選定し、通常の品質管理レビューを実施した結果、金融機関の監査業務における品質管理の改善勧告事項数は61件となった。また、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は2.8件となった。「限定事項付き結論」となった監査事務所の監査業務を除くと、1監査業務当たりの改善勧告事項数の平均は1.9件であり、金融機関以外の業種に属する監査業務と同水準である。

当年度に改善勧告事項数が多かった上位4項目は、下記の図2【金融機関の監査業務における品質管理の

図2【金融機関の監査業務における品質管理の項目別の改善勧告事項数】



項目別の改善勧告事項数】のとおりであり、図1の上位項目と同様の傾向が見受けられる。

リスク・アプローチに基づく監査の実施

金融機関の監査業務特有の改善勧告事項として、「監査計画の策定に当たり、共同センターシステムを除く信用金庫の独自システム（自己査定システムを含む。）について、ITの利用に関する概括的理解を記録した監査調書が作成されていない」等の改善勧告事項が見受けられた。信用金庫の監査において、共同センターシステム以外の補完システムも含めた全体的なシステムの理解と評価の重要性を監査人が十分に認識していなかったことが原因ではないかと考えられる。

会計上の見積りの監査

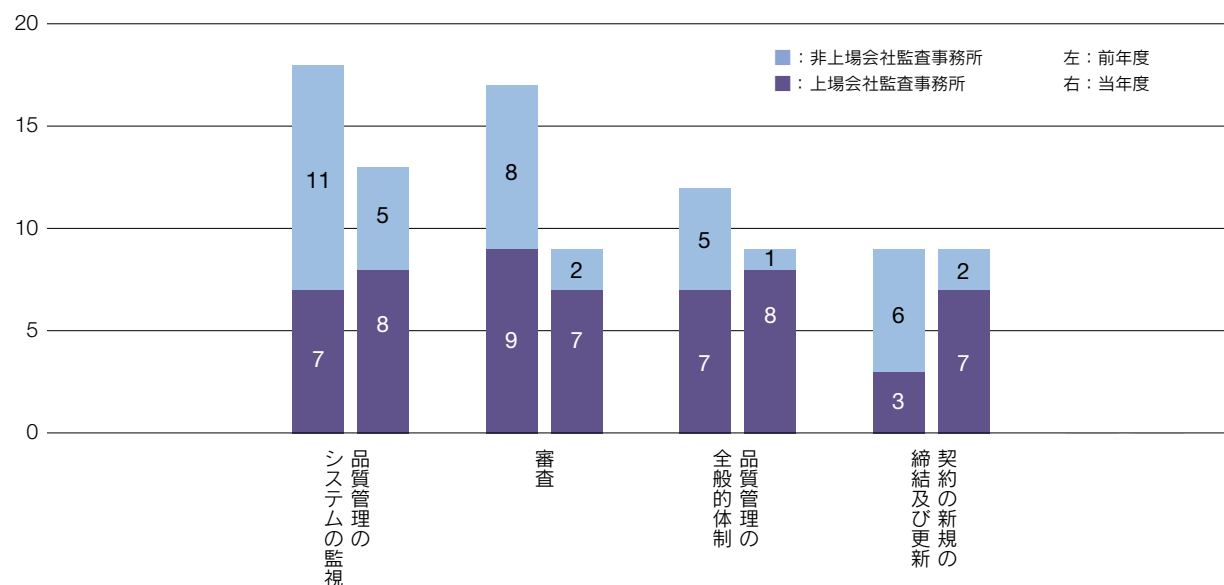
金融機関の監査業務特有の改善勧告事項として、貸出金の自己査定の監査において、「債務者区分の判断における条件変更の有無が監査調書に明確に記録されていない」「債務者の経営改善計画の実現可能性や進捗状況を十分に検討していない」「不動産担保の処分可能見込額の妥当性を十分に検討していない」等の改善勧告事項が見受けられた。金融機関の監査において、貸出金の評価は、特別な検討を必要とするリスクと

して識別される場合が多いが、経営者による会計上の見積りの方法とその基礎データを検討する上で、監査人の批判的な姿勢が十分でなかったことが原因ではないかと考えられる。

③ 監査事務所における品質管理

当年度は、品質管理レビュー報告書を交付した86事務所（前年度93事務所）において、監査事務所における品質管理の改善勧告事項数は86件（前年度132件）となった。また、1監査事務所当たりの改善勧告事項数の平均は1.0件（前年度1.4件）となった。これは、「公認会計士法上の大会社等以外（例えば、労働組合）の監査業務について審査を実施していない」等の「審査」に関する改善勧告事項が減少していることや、「監査業務の定期的な検証を実施していない」等の「品質管理のシステムの監視」に関する改善勧告事項が減少していることが要因である。下記の図3【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】は、監査事務所における品質管理について、当年度に改善勧告を受けた監査事務所数が多かった上位4項目を、前年度の監査事務所数と比較したものである。上位4項目のうち3項目は、前年度も同じ項目であり、改善勧告を受けた監査事務所数の多い項目に類似性が見受けられる。

図3【監査事務所における品質管理の項目別の監査事務所数】



監査事務所における品質管理は、監査業務の品質を合理的に確保すべく、組織的な監査を実施するために整備・運用されるものであり、監査業務における品質管理と密接不可分な関係にある。したがって、監査事務所は、監査業務における品質管理と同様に、監査事務所における品質管理についても改善措置を十分に講ずる必要がある。

品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムの監視では、「監査業務又は審査を実施する者が当該監査業務の定期的な検証に関与していた」等の改善勧告事項が見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、監査業務の定期的な検証を実施するのに十分な知識、経験及び能力を有する者が不足していたことが原因ではないかと考えられる。

審査

審査では、「審査担当者は、構成単位が重要であるかどうかの判断や、不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断等、監査チームが行った重要な判断とその結論に関する監査調書を十分に検討していない」等の改善勧告事項が見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、審査担当者が、形式的に審査を実施するだけで、監査チームの判断や結論に対する深度ある審査を実施する姿勢に欠けていることが原因ではないかと考えられる。

品質管理の全般的体制

品質管理の全般的体制では、「PC・電子データの管理、ウイルス対策、パスワード設定及びUSBメモリの利用方法等が適切に行われているかどうか適時にモニタリングしていない」等の改善勧告事項が見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、監査事務所の監査対象会社等に関する情報の漏洩・流出、不正・私的利用のリスクに対する認識が不足しており、情報セキュリティ管理の重要性を理解していないことが原因ではないかと考えられる。

契約の新規の締結及び更新

契約の新規の締結及び更新では、「契約の新規締結や更新に当たり、問題点が識別されたにもかかわらず、監査事務所がその問題点をどのように解決したかを文書化していない」等の改善勧告事項が見受けられた。このような改善勧告事項が生じたのは、監査事務所が、業務の維持又は拡大を優先し、契約リスクを適切に評価することを重視していないことが原因ではないかと考えられる。

(4) 品質管理レビューにおける重点的实施項目

品質管理委員会は、品質管理レビューにおける重点的实施項目として、平成25年度から監査事務所における品質管理のシステムの構成要素の内、特定の部分及び特定の監査手続等を示し、品質管理レビューの往査時において必ず確認し、必要に応じて指導し、周知を図ることとしている。平成26年6月24日付け「平成26年度品質管理レビューにおける重点的实施項目」（当協会のウェブサイト参照）のとおり、平成25年度から継続している①～③の重点的实施項目に平成25年度の品質管理レビューの実施結果に基づいて、「④会計上の見積りの監査」を加えた四つの項目からなっており、当年度の通常の品質管理レビューにおいて確認した結果は次のとおりである。

① 監査における不正リスク対応基準への対応状況

不正リスクに対応した「監査事務所」における品質管理としての重点的实施項目は10項目挙げられているが、品質管理レビューを実施した結果、「監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮」について、監査契約の更新の際、不正リスク要因の検討が十分でなかったことに関して改善勧告事項が見受けられた。また、「不正に関する教育・訓練」については、不正事例に関する研修が行われていなかったことに関して改善勧告事項が見受けられた。

また、当年度から品質管理レビューの対象となった、不正リスクに対応した「個別業務」における品質管理については、「循環取引の疑いがある状況において、不正による重要な虚偽表示を示唆しているか否か検討していない」等を限定事項に該当する改善勧告事項とした監査事務所があった。これは、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の識別に当たって、職業的懐疑心が十分に発揮されていなかったことが原因と考えられる。

② 個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況

クラリティ版報告書の内、初年度監査の期首残高（監基報510）、グループ監査（監基報600）及び監査人の交代（監基報900）の該当する要求事項への対応状況について、通常の品質管理レビューを実施した結果、グループ監査については、構成単位の重要性の基準値の設定や重要な構成単位の識別に関する改善勧告事項が多く見受けられた。また、「グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクを識別するための構成単位の監査人のリスク評価への関与に係る事項」や「グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクについての構成単位の監査人のリスク対応手続に関する事項」に関して幾つかの改善勧告事項があり、監査体制を十分構築できていない比較的小規模の監査事務所が見受けられた。

初年度監査の期首残高では、「当期末において減損処理している関係会社株式について、期首残高の評価の妥当性を検討していない」等の改善勧告事項が見受けられた。また、監査人の交代については、前任監査人への質問及び監査調書の閲覧を実施していない等、監査の基準で要求される事項を理解していない監査事務所があった。

③ 報酬依存度のセーフガードの適用状況

報酬依存度のセーフガードの適用状況について、改善勧告を受けた監査事務所はなかった。

④ 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査の内、「固定資産の減損会計、繰延税金資産、関係会社株式の減損、滞留債権（貸倒引当金）」を重点的实施項目として採り上げたが、品質管理レビューを実施した結果、主に以下のような改善勧告事項が見受けられた。

固定資産の減損会計

「3期連続して営業損失を計上している事業部の翌期以降営業黒字化することを前提とした事業計画の合理性を十分に検討していない」等、減損損失の認識の判定に当たって、事業計画の実現可能性、合理性の検討が十分でなかったことに関する改善勧告事項及び減損の兆候の有無の検討に関する改善勧告事項が多く見受けられた。これらは、監査対象会社が作成した情報の批判的な検討が不足していることが原因と考えられる。

繰延税金資産

「前年度の事業計画と実績との比較検討を実施していない」等、将来年度の課税所得の見積額の合理性の検討や、将来減算一時差異等の解消スケジュールの合理性及び金額の妥当性についての検討に関して改善勧告事項が多く見受けられた。これらは、評価した重要な虚偽表示リスクに対応する手続の立案、実施が十分でない等、監査の基準で要求される事項の理解が不足していることが原因と考えられる。

関係会社株式の減損

「今後の新規施設の開設と事業計画の数値の関連性について検討していない」等、関係会社株式の実質価額の回復の前提となる実行可能で合理的な事業計画の検討に関して改善勧告事項が幾つか見受けられた。これらは、監査対象会社が作成した情報の批判的な検討が不足していることが原因と考えられる。

滞留債権（貸倒引当金）

「売上債権等の年齢調べが実施されていないため、滞留債権に該当するか検討されていない」など、債権区分の妥当性に関する事項及び「関係会社に対する債権の回収可能性の検討に当たって、当該会社の事業計画を検討していない」など、監査の基準等の理解不足により、個別引当処理の妥当性の検討が不足している事項について改善勧告事項が比較的多く見受けられた。

(5) 品質管理審議会からの勧告事項への対応

品質管理審議会から平成26年6月10日付けで受領した「平成25年度品質管理委員会活動に関する勧告書」の勧告事項（資料5参照）に対する品質管理委員会の対応は次のとおりである。

① 勧告事項1.「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

平成25年5月23日付けの「提言」のうち「品質管理レビューの実効性の向上」に対応するため、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じたレビュー実施期間の短縮・延長及び品質管理レビューの計画・実施におけるリスク・アプローチの強化を図るとともに、必要な場合においてレビュー対象期間を過年度に遡って確認できるようにするため、必要な品質管理レビュー手続の改正及びその運用の変更を行った。「レビューチームの体制」に関連して、金融機関の監査業務に対するレビューの実効性を高めるため、3名の金融機関監査経験者を増員し、レビューアーの人数を30名とした。

また、「提言」のうち「品質管理レビューの性格」「品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務」「機動的な品質管理レビュー」等の具現化のため、平成26年2月13日に「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総会において、会則・規則が変更された。これら制度改正は、原則として平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっており、確実に実行するため、必要な品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等の改正を行っている。

なお、平成26年2月の改正要綱において、さらに検討が必要とされた事項等について、平成27年3月19日に「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられた。本改正は、上場会社監査事務所登録制度の趣旨を没却しかねない行為を困難にするとともに、制度の実効性をより高めることを目的とし、これを具現化するための方法を上場会社監査事務所の登録制度の中で行うものであり、平成27年7月の定期総会に必要な会則・規則の変更が上程される予定である。

② 勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

ア. 品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる今回の改正の実行に伴う、会員への新制度の周知徹底と円滑な移行

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の改正について、平成27年3月4日に開催された中小監査事務所連絡協議会第35回研修会等で解説を行った。

また、平成26年度の品質管理レビュー対象監査事務所については、品質管理レビューの実施過程において、平成27年度から実施される品質管理レビュー制度の概要について説明することにより、監査事務所に対して個別に周知活動を行った。

イ. 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動の一環として、品質管理委員会年次報告書の記載内容を拡充するとともに、冊子「品質管理委員会活動の概要」を全てのレビュー対象監査事務所に配布し、それらを監査人及び監査対象会社による品質管理レビュー制度の理解を促進するための広報手段として活用した。

また、当協会のウェブサイトにおいて、品質管理委員会の情報を一元化したページを設け、社会一般に向けた情報発信を行った。さらに、監査役等に向けて「月刊監査役」に品質管理レビュー制度に関する寄稿を行った。

③ 勧告事項3. 監査事務所の品質管理体制の 整備・運用に関する対応状況の確認

(4)の「重点的实施項目」に記載のとおり、「監査における不正リスク対応基準への対応状況」「個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況」「報酬依存度のセーフガードの適用状況」及び「会計上の見積りの監査」の4項目について、監査事務所の対応状況を重点的実施項目として確認した。

(6) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導

品質管理レビューは、指導的性格を有することから、品質管理レビューの往査中に指摘した事項については、指摘時に必要な改善措置に関する指導を実施して

いる。また、品質管理レビューの往査後、監査事務所が改善計画書に記載する改善措置の具体的な内容についても指導を行っている。当年度は、これらの指導に加えて、監査事務所における監査の適切な質的水準の維持・向上のために、翌年度の品質管理レビューにおいて必要な改善措置の実施状況を確認する監査事務所を対象として、必要な改善措置の進捗の確認を実施した。特に当年度の通常の品質管理レビューにおいて改善勧告事項が多かった監査事務所及びフォローアップ・レビューにおいて改善の不十分な事項のある確認結果となった監査事務所等については、監査事務所に赴き、必要な改善措置の進捗を確認し、指導を実施した。

外部委員 唐津恵一 東京大学大学院法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政研究センター教授

平成24年10月に外部委員に就任してから2年半経ちました。当初は、個別の審議案件において、どのような「ものさし」で評価してよいかわからず、戸惑いもありましたが、審議件数を重ねる中で、何となく感覚を掴んできたように思います。

委員会の審議においては、会計士の委員の方々は、「監査」というサービスの品質の維持・向上が社会にとって必要不可欠のものであるとの使命感のもとに、流石に「職業的専門家としての懐疑心」を発揮し

て、真面目に真摯な議論をされており、品質管理レビュー制度という当協会の自主規制制度は極めて健全に機能しているとの印象を持っています。

コーポレートガバナンス・コードの適用が始まろうとする中、今後資本市場の一層の活性化により、企業の収益性の向上ひいては日本経済の成長を志向する上で、公認会計士監査の果たすべき役割はますます高まると思います。外部委員として、微力ながらも貢献できればと思っています。

2. 改善勧告事項の分析

(1) 改善勧告事項とその原因

改善勧告事項の概要については、「1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果」に記載のとおりであるが、当年度に表明された「限定事項付き結論」において、レビューの結論を限定する原因となった改善勧告事項には、監査業務における品質管理については、「収益認識に係る重要な虚偽表示リスクの識別及び評価や実証手続等のリスク・アプローチに基づく監査手続の未実施」「固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性といった会計上の見積りに関する監査証拠の入手不十分」等に関する改善勧告事項があり、監査事務所における品質管理については、「審査担当者の交代に関する方針及び手続の未整備」「審査における監査チームの判断とその結論に関する監査調書の著しい不備の見落とし」等に関する改善勧告事項があった。

当年度より、通常の品質管理レビューの結果が「限定事項付き結論」となった9事務所は「改善計画書」に「改善勧告事項となった原因」の記載を求められており、その内容を分析した結果、根本的な原因と考えられる事項は、以下のとおりである。

- 品質管理が重視されておらず、監査及び会計の基準等で要求される内容・水準を理解していない、又は品質管理のシステムに重要な不備があることを認識していない。
- 職業的懐疑心が発揮されておらず、リスク認識が不十分、又は監査対象会社が作成した財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報を批判的に検討していない。
- 形式に偏重し、深度ある監査手続の実施や査閲、審査、定期的な検証が行われていない、又はこれらが組織的に徹底されているか検証していない。
- 品質管理に関する周知徹底が十分でなく、文書化が不足している、及び拠点事務所ごと又は監査チームごとに、監査の品質が均質でない。

- 人的資源又は財務的資源が不足しており、組織的監査を実施するための体制（特にグループ監査の体制、審査、定期的な検証に係る体制）を十分構築していない。

上記は、主に「監査及び会計の基準等の理解不足」を原因とするものと、「職業的専門家としての意識の問題」を原因とするものとに集約されるが、そのほかに人的・時間的リソースの確保に関連する原因が散見されることから、品質管理体制の確保・維持が損なわれないような配慮も必要と考えられる。

これらの原因に対処するためには、監査事務所は、専門要員に対する研修や指導の強化、監査調書の査閲及び審査並びに定期的な検証に係る体制の強化等によって、適切な監査に必要な知識と技術及び品質管理に対する意識の向上を図り、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成する必要があり、当協会は、品質管理の向上に向けた研修の充実・強化等の施策を講ずる必要がある。

(2) 改善の不十分な事項とその原因

監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施した結果についても(1)と同様に「1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果」に記載のとおりであるが、改善措置の実施状況が不十分な事項としては、通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項と類似しており、項目についても、「審査」「品質管理のシステムの監視」「リスク・アプローチに基づく監査の実施」「会計上の見積りの監査」及び「監査役等とのコミュニケーション」のほか、多岐にわたり、改善不十分の監査事務所に特徴的な事項はない。

一方、監査事務所が提出した「フォローアップ・レビューに係る改善計画書」に記載されている「改善措置が実施予定日までに完了しなかった理由」に、「品質管理レビューにおいて選定された監査業務以外の専門要員に

については改善措置の内容に対する理解が不十分なため、監査意見表明前の監査責任者、審査担当者等による点検においても該当する監査調書の検討が不十分であった」「品質管理レビューの改善勧告事項について注意が不十分であったため見落とした」「改善勧告事項の改善措置に係る監査計画が不十分であった」のような記載が多くみられることから、品質管理レビュー結果についての周知徹底が行われていない、改善勧告事項についての十分な理解が行われていない等、監査事務所の品質管理に対する取組姿勢に改善不十分となった根本的な原因があったと考えられる。

(3) IFIARの調査結果の分析

監査監督機関国際フォーラム（以下「IFIAR」という。）は、世界各国・地域の監査監督機関から構成された組織であり、加盟している監督機関が監査業務及び監査事務所の品質管理のシステムの検査で指摘した事項を、2012年以降、毎年調査しており、2014年の調査結果を2015年3月3日付けで公表した。以下、IFIARの調査結果について、参考として記載している。2014年の調

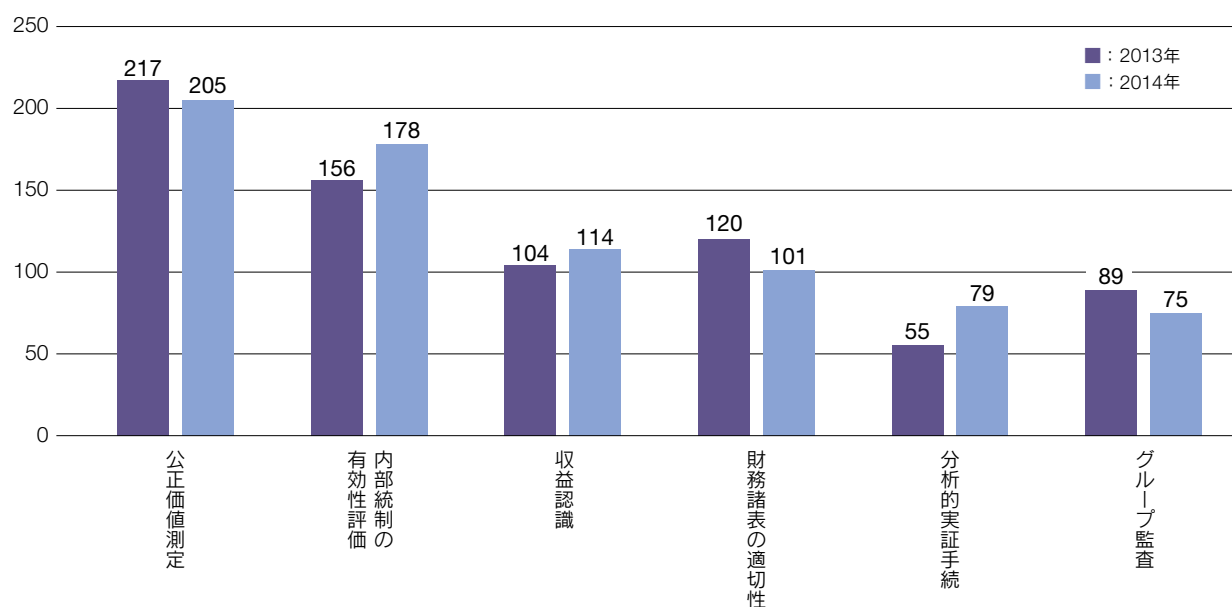
査結果によれば、指摘数の多い項目は、2013年の調査結果と類似しており、同じ項目で指摘が繰り返されている状況が前年から継続している。したがって、IFIARは、前年と同様に、監査事務所は、指摘を受けた根本的な原因を分析した上で、適切な改善措置を講じるとともに、職業的懐疑心を高めることを最優先すべきであると考える、と述べている。

① 上場企業（Listed PIEs）の監査業務における品質管理の検査結果

下記の図4【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】は、上場企業の監査業務における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、六つの項目を2013年の調査結果と比較したものである。上位四つの項目は、2013年の調査結果でも同じ項目であり、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

公正価値測定は、指摘数が最も多かった項目であるが、当該項目で共通して見受けられた指摘として、公正価値を測定するに当たり経営者が使用した情報の正確性や経営者の仮定の合理性を監査人が十分に検討し

図4【上場企業の監査業務における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR “International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2014 Survey of Inspection Findings March 3, 2015” page 22 の表を基に作成

ていない、という指摘を挙げている。また、内部統制の有効性評価で共通して見受けられた指摘として、全般統制及びITに係る業務処理統制の整備・運用状況を十分に評価していない、という指摘を挙げている。

また、システム上重要な金融機関（SIFIs）の監査業務における品質管理で、指摘数の多い上位四つの項目は、①投資及び有価証券の評価に係る監査、②内部統制の有効性評価、③貸倒引当金及び減損の監査、④経営者の判断及び評価の検討不足、であるが、上位四つの項目は、2013年の調査でも同じ項目であり、システム上重要な金融機関の監査業務についても、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

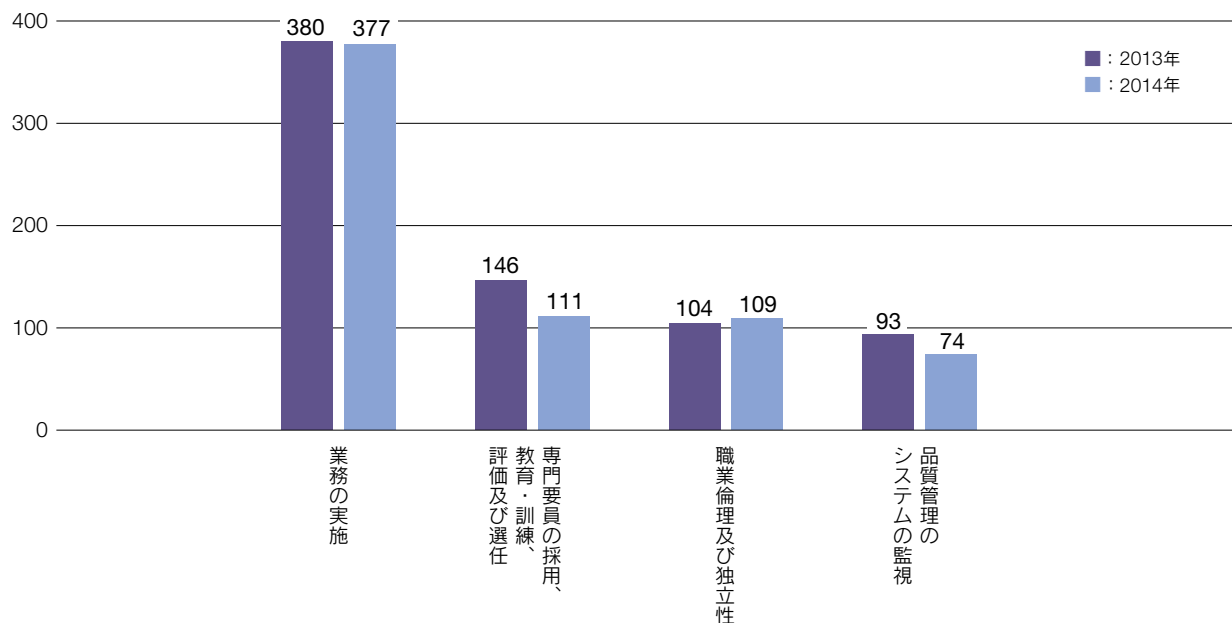
る品質管理についても、指摘の多い項目に類似性が見受けられる。

業務の実施は、指摘数が最も多かった項目であるが、当該項目で共通して見受けられた指摘として、監査事務所の監査メソドロジーやガイダンスに関する指摘や、監査チームの判断や結論を客観的に評価する審査の方針や手続に関する指摘を挙げている。また、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任で共通して見受けられた指摘として、パートナーの業績評価や昇格条件の一要素である監査品質の評価方法に関する指摘を挙げている。

② 監査事務所における品質管理の検査結果

下記の図5【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】は、監査事務所における品質管理の検査で、指摘数の多い項目から順に、四つの項目を2013年の調査結果と比較したものである。上位四つの項目は、2013年の調査でも同じ項目であり、監査事務所におけ

図5【監査事務所における品質管理の項目別の指摘数】



(出典) IFIAR "International Forum of Independent Audit Regulators Report on 2014 Survey of Inspection Findings March 3, 2015" page 26の表を基に作成

3. 上場会社監査事務所の登録

品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

(1) 上場会社監査事務所部会における 監査事務所の登録状況

平成27年5月22日現在の上場会社監査事務所部会における登録事務所数は159事務所である。そのうち上場会社監査事務所名簿に登録された上場会社監査事務所(本登録事務所)は148事務所であり、準登録事務所名簿に登録された監査事務所(準登録事務所)は11事務所である。準登録事務所のうち、本登録審査中の事務所は8事務所、上場会社と契約予定の事務所はなく、品質管理レビュー実施済の事務所は3事務所である。したがって、上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所は、本登録事務所と本登録審査中の事務所の合計156事務所である。また、平成26年4月22日から平成27年5月22日現在までの上場会社監査事務所名簿等抹消リストに新たに記載された監査事務所は1事務所であった。なお、平成26年4月22日から平成27年5月22日の品質管理委員会における決定までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減については、資料2「現行の上場会社監査事務所登録制度」に記載している。

当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成27年5月22日までに、品質管理特定事案検討部会での検討結果を経て、上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定をした監査事務所は4事務所であった。

(2) 上場会社監査事務所登録制度の 措置について

上場会社監査事務所登録制度における措置は、品質管理レビューの改善勧告事項の改善が進んでいない監査事務所に対して改善を促進させるものであり、会則第131条第2項第一号から第四号までに4種類の措置が定められている。当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成27年5月22日までの品質管理委員会で決定した措置としては、一号措置(注意)が7事務所、二号措置(継続的専門研修の履修指示)が6事務所、三号措置(品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示)が4事務所、四号措置(上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し)が講じられた監査事務所はなく、措置なしが111事務所であった。

なお、前年度は、一号措置が10事務所、二号措置が10事務所であり、三号措置及び四号措置が講じられた監査事務所はなく、措置なしが111事務所であった。

当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成27年5月22日までに、品質管理特定事案検討部会での検討結果を経て、4事務所に対して、三号措置を講じる決定をした。

(3) 上場会社監査事務所に対する懲戒処分等 の開示について

当年度において、会則第132条の規定に従い、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に懲戒処分等の開示を行った8事務所は、次のとおりである。なお、複数の懲戒処分等を受けた監査事務所があるため合計数は一致しない。

- 公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講じるよう勧告された監査事務所：5事務所
- 金融庁から業務の一部の停止命令を受けた監査事務所：2事務所
- 金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所：3事務所



監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿等を備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や監査事務所への措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用している。

- 当協会の懲戒処分（戒告）を受けた
監査事務所：1事務所
- 当協会の懲戒処分（会員権の停止）を受けた
監査事務所：1事務所

（4）上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の活動状況

上場会社監査事務所名簿への登録申請に対し登録を認めない決定の通知がされた場合、会則第131条第2項の三号措置又は四号措置の決定の通知がされた場合には、会則第135条の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることがで

きる。平成27年5月22日現在、同不服審査会の審査対象となる不服申立はなかった。また、当年度の品質管理レビューの結果に基づき、平成27年4月20日及び5月22日に開催した品質管理委員会において上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定をした3事務所及び三号措置を講じる決定をした3事務所については、平成27年5月22日現在、不服申立期限が到来していない。

なお、平成27年3月に上場会社監査事務所登録・措置不服審査会が開催され、上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームからの「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」について説明がなされた。

外部委員 安井良太 株式会社東京証券取引所 上場部長

平成25年7月の委員就任以降、品質管理委員会では、資本市場関係者としての経験を踏まえ、外部の視点から意見を述べております。委員会では、監査事務所の品質管理レビューや自主規制機能の強化に向けた制度改正、対外的な広報活動の在り方など幅広い内容について、外部委員を含め活発な議論が行われております。

監査事務所の品質管理は、資本市場の健全性の確保に欠かせない重要な要素であり、今後とも継続的にその充実を図っていくことが必要と考えております。

引き続き、日本公認会計士協会の監査事務所の品質管理の向上への取組みに、微力を尽くしたいと思います。

4. 品質管理レビューの結果等の監査役等への通知

(1)「品質管理レビューの結果等の監査役等への通知」に対する取組み

監査役等が会計監査人の監査の相当性を判断するに当たり、会社計算規則で規定する「会計監査人の職務の遂行に関する事項」に関連して当協会の品質管理レビューの結果や公認会計士・監査審査会の検査結果について、監査役等へ積極的に通知することが求められている。当協会は、平成24年10月24日付け「監査役等への品質管理レビュー報告書等の開示について」を会員に発信する等、品質管理レビューの結果等の監査役等への通知について、幾度かに渡り周知を図ってきた。

当年度において、当該通知に関する監査事務所の対応状況を把握するために、全てのレビュー対象監査事務所を対象として調査を実施した。また、当年度における品質管理レビューを実施した監査事務所については、当該通知の実施状況について質問及び文書等の閲覧によって確かめ、当該通知の実施が文書等によって確認されなかった場合には、注意喚起事項として取り扱い、監査事務所に自主的な改善を求めることとした。なお、注意喚起事項とした監査事務所は50事務所であった。

上記の調査結果及び品質管理レビュー結果を受け、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する監査人の監査役等への伝達義務を明確化するために、当協会は、平成27年2月26日に監基報260「監査役等とのコミュニケーション」の改正の公開草案を公表した。平成27年3月27日まで意見募集が行われ、平成27年5月下旬までに公表予定である。

当該公開草案における要求事項としては、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を書面で伝達すること、これには監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査結果が含まれること、対象となる監査業務の範囲等が定められ、適用指針としては、主に伝達の内容（品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの結論、改善勧告書における改善勧告事項や限定事項の有無及びそれらの内容の要約と対応状況等）並びに品質管理レビューの結果及び公認会計士・監査審査会の検査結果の伝達の時期について定めが設けられた。

また、当該改正の公開草案の公表に対応し、品質管理レビューの結果等を監査役等に書面で伝達するに当たり、書面作成の参考に資するための様式例の公開草案が、当協会の中小事務所等施策調査会から研究報告として平成27年3月18日に公表された。平成27年4月1日まで意見募集が行われており、平成27年5月下旬までに公表予定である。

上記の公開草案を監査事務所に対して周知するため、当協会は、平成27年3月18日付けで『監基報260「監査役等とのコミュニケーション」の改正についてご留意ください』を発信するとともに、全てのレビュー対象監査事務所を対象として、レビューチームによる個別の指導を実施し、具体的な内容の説明を行った。これらの周知活動に加えて、それぞれの公開草案の公表に当たっては、平成27年3月4日に開催された当協会の中小監査事務所連絡協議会第35回研修会等で解説を行った。引き続き各地域会等においても研修会を開催し、深度ある理解を求めていく予定である。

(2) 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書 について

品質管理レビュー報告書及び改善勧告書は、本来、当協会と監査事務所との関係における文書であり、監査の品質及び品質管理レビュー制度に関する共通の理解があって初めて正しく内容を理解できるものである。そのため、監査役等への通知に当たっても、監査の品質及び品質管理レビュー制度についても十分な説明を行い、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の内容を適切に伝達して、監査役等と監査人との連携を充実させる必要がある。以下に、品質管理レビュー報告書における品質管理レビューの結論と改善勧告書における改善勧告事項の関係について述べる。

品質管理レビューは、監査事務所の品質管理のシステムの全体としての有効性を評価することを目的とするものであり、①監査事務所の定めた品質管理のシステムが品質管理の基準に適合しているかどうか、②監査事務所がその品質管理のシステムに準拠しているかどうかを確認している。品質管理レビュー報告書における結論は、これら①及び②に関して重要な事項が発見された

かどうかについて表明するものである。品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している「懸念」がある場合には、その「懸念」の程度に応じて改善勧告事項や限定事項としているが、あくまでも「懸念」であることから、これらの事項は、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではない。

改善勧告書は、品質管理レビューを実施した結果に基づく結論を記載した品質管理レビュー報告書と併せて理解し、当該結論を形成する際に考慮された品質管理のシステムの有効性に関する個別的で詳細な情報（改善勧告事項及び限定事項）を記載したものである。したがって、品質管理レビュー報告書において品質管理のシステムの有効性について限定事項のない結論が表明された場合であっても、監査に関する品質管理の向上に資する改善の必要がある改善勧告事項があれば、改善勧告書が作成されることを理解する必要がある。

外部委員 丸島俊介 弁護士

品質管理委員会では、監査事務所の品質管理状況についてのレビュー結果や、これを踏まえた品質管理審査部会の審議結果等を踏まえて、毎回、熱心な審議が行われています。

私は、平成25年以来、この委員会の外部委員の一員に加えさせていただきましたが、品質管理制度に関わる多くのレビューアーや委員の方々の献身的な活動から、日本公認会計士協会が監査業務の質の確保と水準の向上にかける熱意とエネルギーの大きさを強く感じています。

会計士や弁護士など社会公共的な使命を帯びたプロフェッションは、その業務の質の確保のため自律的なシステムを整備・充実させることが強く求められますが、私自身、これまでの弁護士会や企業・公共機関等における経験を生かし、品質管理制度の充実と発展のため、いささかなりとでもその役割を果たせるよう、努力していきたいと思います。

5. 今後の行動計画

品質管理レビュー制度の社会的な使命としては、監査事務所の品質管理の向上を通じて資本市場の信頼性の向上に寄与することであるため、当協会は、外部の有識者を含めた「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」を設置し、これまでの実績を総括するとともに、公認会計士の使命であるパブリック・インタレスト(公益)の擁護の観点から、今後の品質管理レビューのあり方・方向性について検討を行い、「提言」として取りまとめた。

品質管理委員会は、「提言」の内容の具体化に必要な品質管理レビュー制度等の改正を行うとともに、改正後の制度を円滑に導入するための周知活動を行っており、平成27年度においては確実な運用が必要である。なお、「提言」において今後の検討事項とされた「協会全体の自主規制のあり方」については、その具体化について引き続き検討する予定である。

(1) 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の確実な運用

① 平成26年7月の定期総会での制度改正

「提言」の具体化のため、平成26年2月13日に品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームにより「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総会において、制度改正に必要な会則・規則の変更が行われた。変更後の規定は、会員への周知の期間を考慮し、原則として平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっており、平成27年度の品質管理レビューにおいて、確実な実行を図ることとする。改正の主な内容は次のとおりである（資料7参照）。

- 品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの結果に基づく措置制度を新設した。

- 品質管理レビューの対象を拡大し、公認会計士法第2条第1項業務を行う監査事務所とし、公認会計士法第2条第1項業務全てを対象監査業務とした。ただし、その中核となるレビュー対象監査業務は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等とする。
- 機動性をもつレビュー制度とするため、定期レビューを補完する必要がある場合に実施する機動レビュー制度を、また監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合に実施する特別レビュー制度を新設した。
- 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録申請要件を一部緩和した。

② 上場会社監査事務所名簿等への登録の見直し

平成26年2月の改正要綱において、さらに検討が必要とされた事項等について、平成27年3月19日に上場会社監査事務所名簿等への登録の見直しプロジェクトチームにより「上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」（資料8参照）が取りまとめられた。

品質管理レビューの結果に基づいて、上場会社監査事務所名簿等から登録を抹消した監査事務所において、抹消の原因となった業務を行っていた会員が、新たに監査事務所を設立して再度、登録申請して監査業務を行うなど登録抹消の効果が実質的に得られない事態が生じており、これに対応するための上場会社監査事務所名簿等への再登録の制限や、上場会社との監査契約を締結するに際しては、上場会社監査事務所名簿等にあらかじめ登録されていることとするなどの改正が検討され、上記のとおり改正要綱が取りまとめられた。

この改正要綱の主な内容は次のとおりであり、平成27年7月の定期総会に必要な会則・規則の変更が上程される予定である。

ア. 上場会社監査事務所名簿等からの抹消と再登録の制限及び制限の解除

上場会社監査事務所名簿等からの抹消事由に該当した場合は、監査事務所だけでなく、監査事務所の代表者、これに係わった業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定することができる規定を新設する。また、「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿（非開示）」を制定し、名簿再登録制限者として指定した者を掲載する。

なお、名簿再登録制限者の指定の解除は、品質管理レビューによる品質管理の改善等の確認ができるまで行わないこととする。

イ. 上場会社監査事務所名簿等への登録申請の時期・手続の見直し

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならないこととする。

また、上場会社監査事務所名簿等への登録について、申請書類及び申請手続を見直し、申請書類だけを審査対象とした従来の確認方法から、申請書類による審査に加えて品質管理委員会の審議、承認を経て登録を行う方法に変更する。

なお、①及び②に記載されている改正後の上場会社監査事務所登録制度の流れを次頁の図6に示している。

③ 上場会社監査事務所名簿等へ登録申請する監査事務所の誓約

上場会社監査事務所名簿等への登録申請に関連して、平成27年3月20日に「上場会社監査事務所名簿等への登録に係る誓約書様式等の変更について（公開草案）」が公表された。これは、公認会計士法第2条第1

項業務は、公認会計士の独占業務であることから、公認会計士は自ら監査事務所の健全な体制の整備を通じて、監査の品質の向上に取り組んでいく必要があり、中でも、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所には、上場会社には多数の利害関係者がいることを改めて認識し、監査事務所の品質管理体制についてより高い意識をもっていることを示すため、監査事務所の監査実施体制の整備・運用に関する事項等についても誓約するように誓約書様式等を変更し、提出を求めるものである。

この改正については、平成27年7月の定期総会に必要な会則の変更が上程される予定である。なお、誓約書は、上場会社監査事務所名簿等への登録の申請時に提出を求めるが、今回の改正規定の施行の日に現に上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所にも変更後の様式による誓約書の提出を求める予定である。

④ 品質管理レビューの実効性の向上

品質管理レビューの実効性の向上に係る提言については、平成26年度の会則・規則の変更を受け、平成27年度の品質管理レビューでの適用に向けて必要な品質管理レビュー手続等の改正を予定している。具体的には、品質管理レビューにおけるリスク・アプローチの適用の徹底のため、監査事務所及び個別業務における品質管理の状況に係るレビュー手続の実施範囲の決定に際しては、監査事務所の状況及び個別の監査業務の特性等の品質管理レビューに係るリスクを考慮する。また、前年度の品質管理レビューにおける結論及び改善勧告事項の内容等を勘案して、フォローアップ・レビューの実施方法（書面、聴取、往査）及び実施範囲を決定する。

また、監査事務所が自らの品質管理のシステムの不備の内容と程度を的確に認識できるように、品質管理レビューの往査時の発見事項等の内容の説明を十分に行之、監査事務所に改善勧告事項の発生原因に応じた適切な改善措置を検討した上で改善計画書の作成を要請する。

(2) 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

前述の(1)に加えて、監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認のため、平成27年度の品質管理レビューにおいては、平成26年度から継続している「監査における不正リスク対応基準への対応状況」「個別業務におけるクラリティ版報告書への対応状況」「報酬依存度のセーフガードの適用状況」「会計上の見積りの監査」の4項目に、新たに「監査役等とのコミュニケーション」を追加した5項目を重点的实施項目として実施することが必要である。

「監査役等とのコミュニケーション」は、監基報260「監査役等とのコミュニケーション」が改正されるため、重点

的实施項目として採り上げ、監査事務所及び個別業務において監基報260の改正への対応が適切に行われているかを確認し、適切な指導及び監督を行う。

また、平成27年4月2日に当協会から発信された『株式会社日本取引所グループの「最近の新規公開を巡る問題と対応について」に関して』にあるように、最近の新規公開を巡る問題への対応として、新規公開の業務に関与している監査事務所は、新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応について、適切な監査の実施や不正リスク対応基準への対応を含めて、より深度ある監査の実施が求められるが、品質管理レビューにおいてもこれらの対応状況を確認する。

以 上



資料1

現行の品質管理 レビュー制度

1 品質管理レビュー制度の変遷

品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の変遷を年度別に示すと次のとおりである。

【品質管理レビュー及び関連する法令・制度等の変遷】

年度	品質管理レビュー	関連する法令・制度等
平成11年度	自主規制としての品質管理レビュー開始（大規模監査法人のみフル・レビュー）	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
平成13年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
平成15年度		公認会計士法の改正
平成16年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置
平成17年度		監査に関する品質管理基準の制定
平成18年度		監査事務所における品質管理及び監査業務における品質管理の適用 「リスク・アプローチによる監査の手引」の公表（東京会）
平成19年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始	公認会計士法等の改正 上場会社監査事務所登録制度導入
平成20年度		上場会社に四半期レビュー及び内部統制報告制度導入
平成21年度	内部統制監査をレビュー対象とする フォローアップ・レビューの範囲拡大	
平成22年度		東京証券取引所等の有価証券上場規程等改正 品質管理委員会規則の改正 倫理規則及び独立性に関する指針の改正
平成23年度	非上場金商法監査の実施間隔変更（5年⇒3年） 信金等監査事務所のレビュー開始 フォローアップ・レビューの範囲拡大	クラリティ版報告書の制定 クラリティ版報告書（監基報のカテゴリー A）の適用
平成24年度	クラリティ版報告書（監基報のカテゴリー A）に基づくレビュー開始 レビュー手続書QCP450（IFRS 任意適用会社）を公表し、レビュー開始 品質管理委員会に会員外の外部委員が就任	クラリティ版報告書全面適用 監査における不正リスク対応基準の設定 「新起草方針に基づく財務諸表監査の手引」の公表（中小監査事務所連絡協議会）
平成25年度	クラリティ版報告書に対応した監査業務レビュー手続書QCP400を公表 セーフガードとしての品質管理レビュー開始	「財務諸表監査・内部統制監査の手引（不正リスク対応基準対応版）」の公表（中小監査事務所連絡協議会） 「提言」の公表

当協会は、平成11年3月24日に「品質管理レビュー基準」及び「品質管理レビュー手続」を制定し、平成11年度より自主規制として品質管理レビューの運用を開始した。当初は大規模監査法人からフル・レビューを始め、平成13年度からは上場会社を監査している全ての監査事

務所に対してフル・レビューを開始した。また、平成15年6月の法改正により、平成16年度から公認会計士法（以下「法」という。）の下で制度として位置づけられるようになり、同法の改正を受けて、品質管理レビューの対象も上場会社だけでなく非上場会社の金商法監査や大規模

な会社法監査を実施している監査事務所等にも拡大された。それに伴い、品質管理委員会の体制強化も図られ、平成17年度よりレビューアの人数も9名から20名体制となった。

平成17年10月には企業会計審議会において「監査に関する品質管理基準」が設定され、平成19年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることを受け、当協会では平成18年3月30日に品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監基報第32号「監査業務における品質管理」を制定し、平成18年度より適用することになった。これにより平成19年度から、これらの委員会報告書等に基づく品質管理レビュー手続を実施し、同時に上場会社を監査している監査事務所に対するフォローアップ・レビューを開始し、これに伴ってレビューアの人数も29名に増員した。

平成18年度には、当協会の東京会から中小監査事務所に対する監査ツールが提供され、翌年度から当協会の中小事務所等施策調査会が実施する中小監査事務所連絡協議会の研修会が開催されるようになり、リスク・アプローチの監査が浸透した。

平成19年は、公認会計士法等の改正により、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小され、レビュー対象となる監査事務所も大幅に減少する一方、大手監査法人の内の一法人の解散があり、監査人の交代が急増した。この法改正において、前年度における自主規制の強化としての大規模監査法人に対する筆頭業務執行社員等のローテーションの特例の適用が反映された。また、平成19年度から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理レビュー（フォローアップ・レビューを含む。）の結果を踏まえた措置制度を開始した。

平成20年4月から上場会社では四半期レビュー及び内部統制報告制度が始まり、平成21年度の品質管理レビューから内部統制監査がレビュー対象となった。また、平成21年度から、前年度に限定事項付き結論が表明された上場会社監査事務所以外の監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施するようになった。

平成23年3月には、東京証券取引所の上場規程等の改正が行われ、既上場会社が監査人を選任するに当たり、上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所の監査を受けることが要件とされた。

平成23年度から非上場会社の内、金商法監査を行っている監査事務所への品質管理レビューの実施間隔を5年から3年に変更した。また、品質管理委員会規則等を改正し、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所を品質管理レビューの対象に加え、全ての監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施するようになった。なお、倫理規則及び独立性に関する指針の改正により、大会社等に対する報酬依存度への対応が必要になった。

平成24年度から、クラリティ版報告書（監基報のカテゴリーA）に基づく品質管理レビューを開始した。また、IFRS任意適用会社に対するレビュー手続書（QCP450）を公表し、レビューを開始するようになった。なお、平成24年10月に品質管理委員会が改組され、初めて会員外の有識者3名が委員に就任した。

平成25年度から、監基報のカテゴリーBも含めたクラリティ版報告書に基づく品質管理レビューを開始し、また、「監査における不正リスク対応基準」への監査事務所の対応を確認している。さらに、報酬依存度が15%を超える場合のセーフガードとしての品質管理レビューを開始した。なお、平成25年度より「提言」に対応したレビュー手続の改正等が始まった。

平成26年度から、「監査における不正リスク対応基準」への個々の監査業務の対応を確認している。また、金融機関の監査業務に対するレビューの実効性を高めるため、3名の金融機関監査経験者を増員し、レビューアの人数を30名とした。

2 現行の品質管理レビュー制度

品質管理レビューは、品質管理委員会を中心に、以下のとおり運営されている。

品質管理委員会は、委員長1名（当協会副会長）及び委員10名（公認会計士である当協会の会員7名及び会員外の有識者3名）で組織され、主として品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理特定事案検討部会、品質管理審査部会及びレビューチームを設置しており、会員委員のうち5名は品質管理審査部会の部会長を兼任している。なお、品質管理委員会、品質管理特定事案検討部会及び品質管理審査部会のいずれの審議においても会則第80条（利害関係者の排除）が適用され、審議事項に利害関係を有する委員は当該事案の議決に加わることができない。

レビューチームは、レビューアー30名（会員30名）により組織され、監査事務所の監査の品質管理の状況について品質管理レビューを行い、その結果に基づき品質管理レビュー報告書案及び改善勧告書案等を作成し、品質管理審査部会及び品質管理委員会に起案する。

品質管理審査部会は、五つの審査部会で構成され、審査部会長1名（会員）及び品質管理審査員4名（会員4名）で組織されている。各審査部会は、毎月開催（平成26年度は合計75回開催）され、品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告（承認申請）する。審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等となる場合、部会長1名を含む構成員4名（いずれも会員）で組織する品質管理特定事案検討部会において検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

品質管理委員会は、毎月開催（平成26年度は16回開催）され、品質管理審査部会において審査された品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を審議・決定し、それらを監査事務所に対して交付する。

改善勧告書を受領した監査事務所は、改善勧告事項に対する改善措置とその実施予定時期を記載した改善

計画書を品質管理委員会へ提出し、改善措置を実施する。

レビューチームは、改善勧告書を交付した監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施して改善措置の実施状況を確認し、それによって、品質管理委員会は、改善措置が確実に実施されるよう努めている。

また、品質管理委員会は、これらの品質管理レビュー活動の状況を会員2名及び会員外の有識者5名で組織された品質管理審議会に定期的に報告している。報告を受けた品質管理審議会は、当協会の品質管理レビュー活動が適切に行われているかどうかを検討・評価し、その結果、必要な勧告を行い、当協会の品質管理レビュー活動の向上に寄与している。

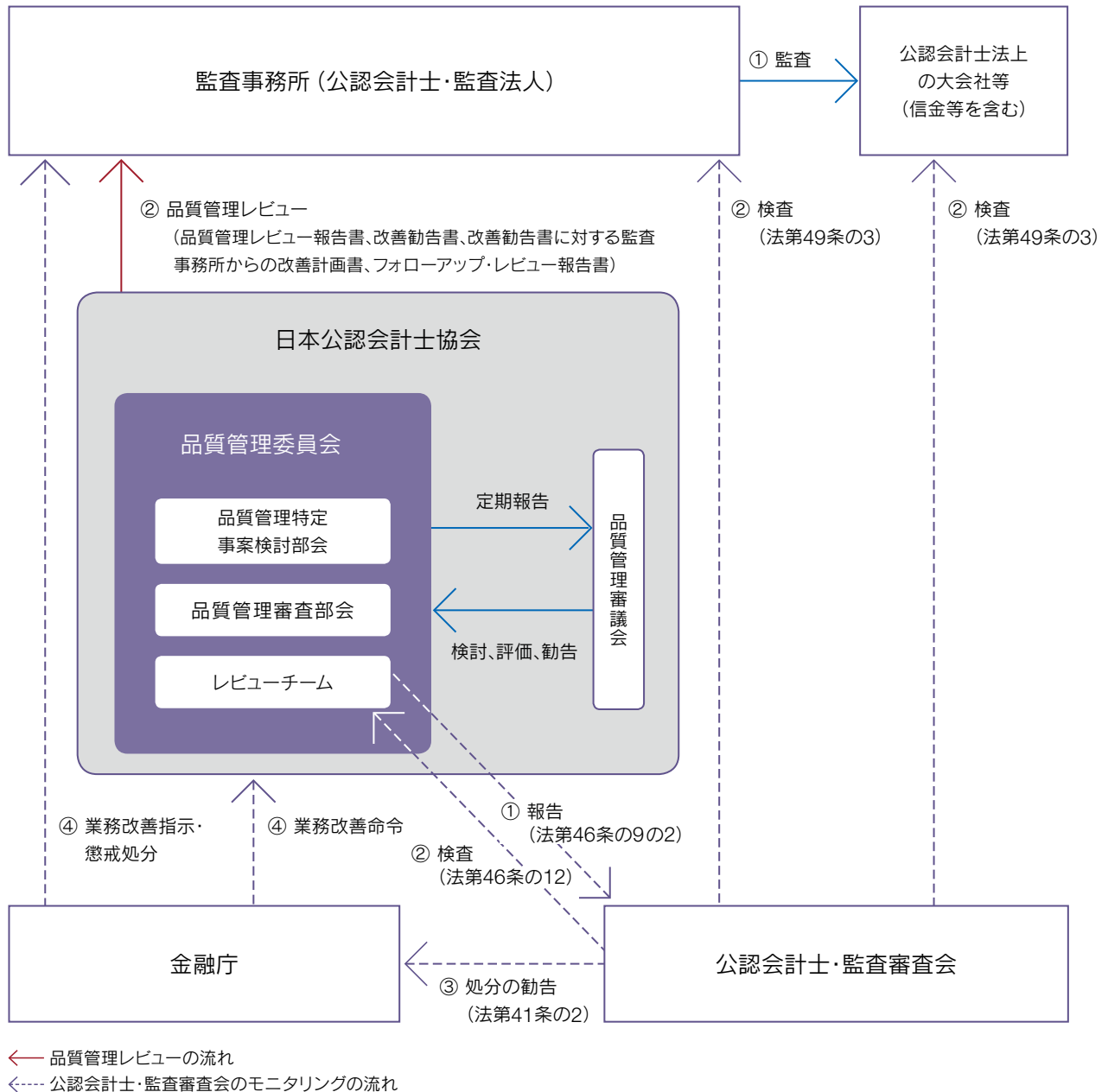
このほかに、品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結し、いまだ品質管理レビューを受けていない監査事務所についても、品質管理実施状況の報告を受け、当該監査事務所が実施している品質管理の状況を把握している（品質管理委員会規則第6条、品質管理委員会運営細則第9条）。

さらに、当協会は、平成16年度から公認会計士法第46条の9の2に基づき、金融庁の公認会計士・監査審査会に対して、品質管理レビューの状況報告を行っており、また、モニタリングを受けている。品質管理委員会は、「日本公認会計士協会に関する内閣府令」に従い、各月分の「品質管理レビューに関する月次報告書」及び前年度分の「品質管理レビューに関する年次報告書」を提出し、公認会計士・監査審査会からの質問に回答している。

また、公認会計士・監査審査会との意見交換会の実施や公認会計士・監査審査会の主催する研修会へのレビューアーの参加によって、公認会計士・監査審査会との相互連携を図っている。

以上の品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係は、次頁の図1【品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング】に示すとおりである。

図1【品質管理レビュー制度と公認会計士・監査審査会によるモニタリング】



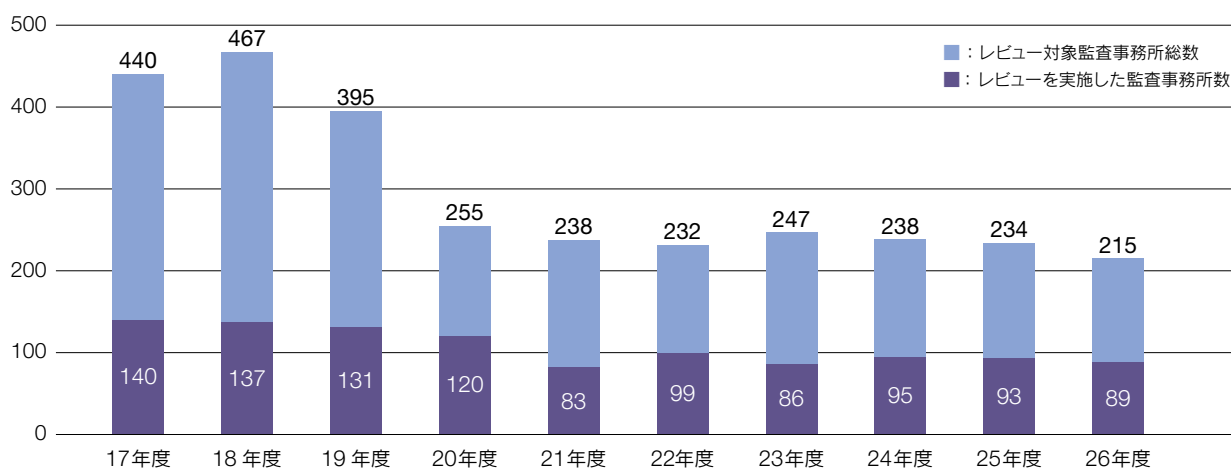
(注) 公認会計士・監査審査会のモニタリングの流れ

- ① 報告（法第46条の9の2）
当協会は、定期的に又は必要に応じて、レビューの結果を公認会計士・監査審査会に対して報告する。
- ② 検査（法第46条の12、第49条の3）
公認会計士・監査審査会は、当協会、監査事務所又は被監査会社に対して検査を行うことができる。
- ③ 処分の勧告（法第41条の2）
公認会計士・監査審査会は、行政処分その他の措置について金融庁に勧告することができる。
- ④ 業務改善指示（法第46条の12の2、第30条、第31条、第34条の2、第34条の21）
金融庁は、当協会に対して業務改善を命令し、監査事務所に対して業務改善指示・懲戒処分を行うことができる。

3 通常の品質管理レビューの実施状況の推移

過去10年間の品質管理レビューを実施した監査事務所数は、図2のような推移となっており、その背景には以下に記載したような環境の変化があった。

図2【品質管理レビューを実施した監査事務所数の推移】



平成19年の公認会計士法等の改正では、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小し、レビュー対象監査事務所総数が平成20年度に395事務所から255事務所へと大幅に減少したが、平成19年7月の大手監査法人の解散による一時会計監査人の増加に伴い、新規レビュー対象監査事務所が増加したため、平成20年度にレビューを実施した監査事務所数は微減にとどまった。しかし、平成21年度には一転して当該影響がなくなるとともに、平成20年のリーマンショックによる上場会社の減少の影響があり、品質管理レビューを実施した監査事務所数も83事務所に減少した。

平成23年度から、品質管理委員会規則の改正により一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所がレビューの対象とされ、これにより新たにレビュー対象となる約30事務所を3年間でレビューすることとした。そのうちの半数の監査事務所を2年目にレビューしたため、平成24年度の監査事務所数が増加した。

平成26年度は、監査事務所の合併や、品質管理レビューの対象となる監査業務がなくなった等の理由により、レビュー対象監査事務所総数が234事務所から215事務所へと減少した。

4 通常の品質管理レビューの実施結果の推移

過去10年間の品質管理レビューの実施結果は、図3及び図4のような推移となっている。平成17年度から平成18年度までは、リスク・アプローチに基づく監査の実施に関する事項や審査に関する事項に重大な問題が多く、独立性違反の事例もあり、品質管理レビューを実施した監査事務所数の約45%前後の監査事務所に対して限定事項付き結論が付され、大手監査法人でも品質管理が十分とは言えないような状況があった。

平成17年度から平成18年度にかけての大手監査法人への公認会計士・監査審査会の検査の結果、改善命令が出されたこともあり、平成19年度から平成21年度までは、大手監査法人に対する改善勧告事項が減少した。また、平成18年度に当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新され

てきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだ。これにより限定事項付き結論も品質管理レビューを実施した監査事務所数の約30%前後まで減少した。

平成22年度から平成26年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、限定事項付き結論が品質管理レビューを実施した監査事務所数の10%前後まで減少してきたが、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になってきている。

なお、平成26年度は、品質管理レビューを実施したものの、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューの結論ごとの監査事務所の総数と品質管理レビューを実施した監査事務所数は一致しない。

図3【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】

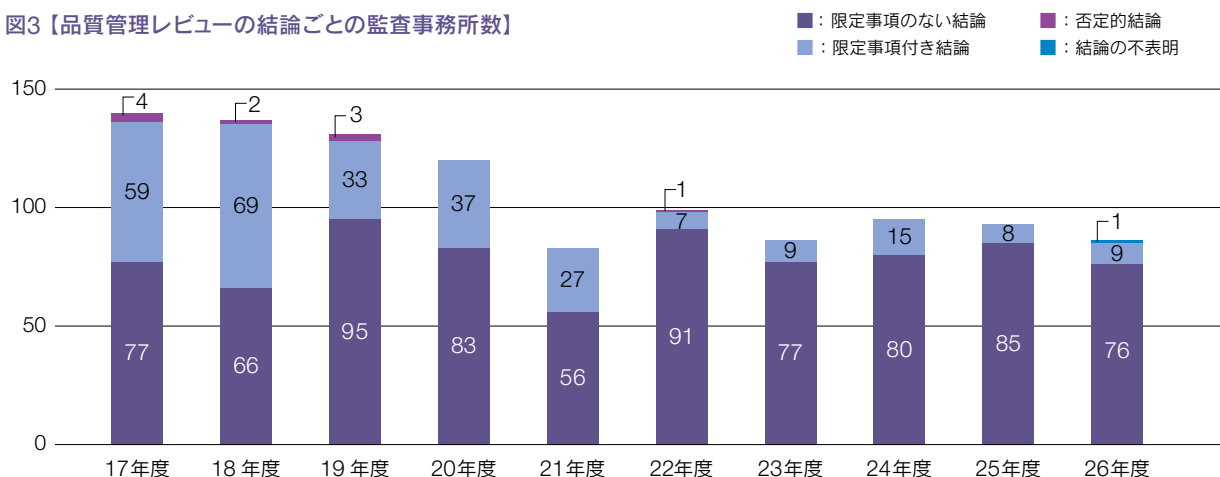
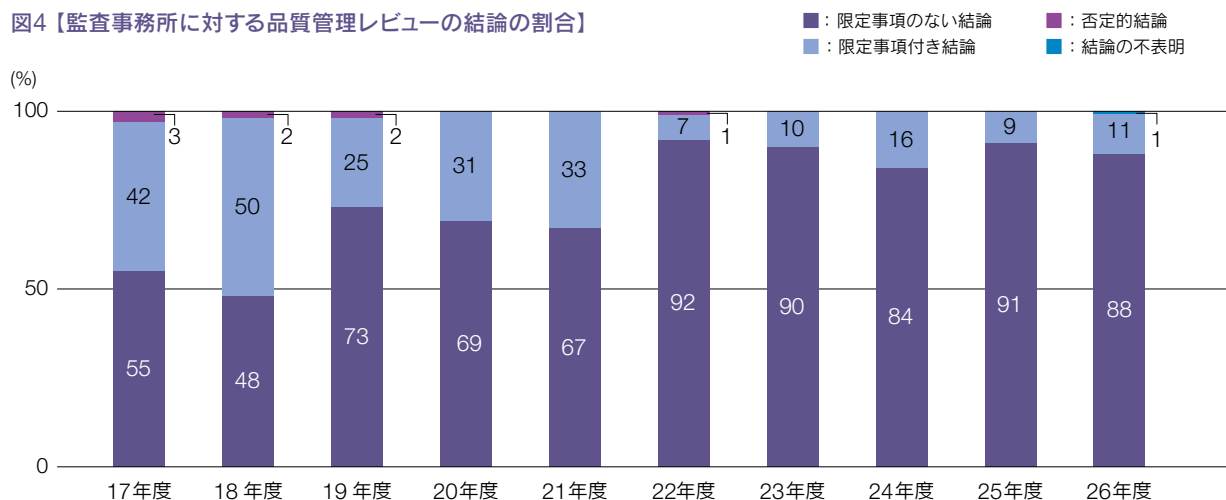


図4【監査事務所に対する品質管理レビューの結論の割合】



5 品質管理レビューに係るその他の活動状況

品質管理委員会は、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続の改正案の立案並びにレビューツールの改定のために「品質管理レビュー基準等改正作業部会」を設置し、見直しを行った。

また、品質管理委員会規則第6条により監査事務所から提出を受けた「品質管理実施状況の報告」について、併せて提出を求めている「品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）」への回答内容を分析・検討し、「品

質管理実施状況の報告」の内容について審査し承認した。当年度に「品質管理実施状況の報告」を提出した監査事務所は8事務所であった。「品質管理実施状況の報告」の提出を受けた監査事務所に対して、品質管理レビューに関する個別相談会への出席を積極的に促し、8事務所のうち7事務所（1事務所は提出後に監査契約を解除している）に個別相談会を開催した。

資料2

現行の上場会社監査事務所 登録制度

1 上場会社監査事務所部会について

当協会は、社会的影響のある上場会社を監査する監査事務所の品質管理体制を強化し、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、平成19年4月から上場会社監査事務所登録制度を導入し、品質管理委員会の下に上場会社監査事務所部会を設置している。

上場会社監査事務所部会では、品質管理審査部会の審査結果の報告(承認申請)に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、監査事務所に対し、登録の可否及び措置の結果の通知を行うとともに、当該通知を行った旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、上場会社監査事務所部会の名簿にその結果を反映する。

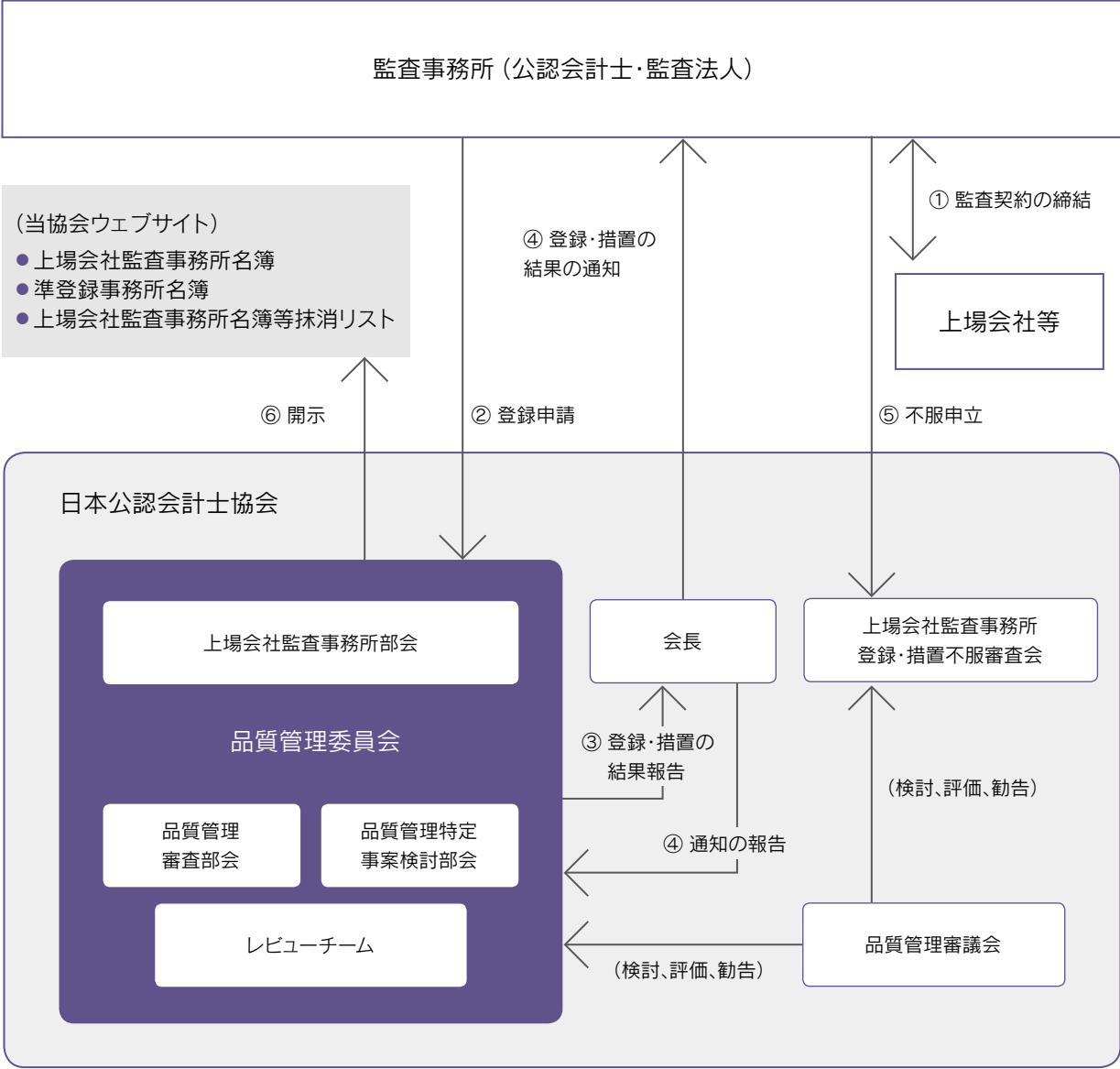
なお、品質管理審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等を報告した場合には、品質管理特定事案検討部会(平成26年度は3回開催)でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告する。また、監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不服がある場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

現在、各証券取引所の有価証券上場規程等では、新規の上場に際しての監査人は上場会社監査事務所名簿へ登録された監査事務所又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の内、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならない、既存の上場会社については上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならない、とされている。

なお、上場会社監査事務所登録制度の流れを次頁の図1に示している。

図1【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ①② 登録申請(会則第128条、第128条の2)
例えば、新たに上場会社と監査契約を締結した場合、上場会社監査事務所名簿への登録の申請をしなければならない。
- ③ 登録・措置の結果報告(会則第134条第1項)
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等を会長に報告する。
- ④ 登録・措置の結果の通知(会則第134条第2項)
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 不服申立(会則第135条)
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑥ 開示(会則第127条第2項)
上場会社監査事務所部会に、名簿を備え開示する。

2 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成26年4月22日から平成27年5月22日の品質管理委員会における決定までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下のとおりである。

- (1) 「本登録事務所」(下表A)の増加3事務所は、当年度の品質管理レビューの結果に基づき品質管理委員会が新たに本登録事務所として登録を認めた監査事務所である。また、減少15事務所のうち、11事務所は上場会社との監査契約がなくなった監査事務所であり、4事務所は合併により消滅した監査事務所である。
- (2) 「本登録審査中の事務所」(下表B)の平成26年4月22日から平成27年3月31日までの間の増加10事務所は、新たに上場会社と監査契約を締結した監査事務所である。また、減少9事務所のうち、3事務所は当年度の品質管理レビューの結果に基づき、品質管理委員会が本登録事務所として登録を認めた監査事務所であり、6事務所は上場会社との

監査契約がなくなった監査事務所である。

- また、平成27年4月1日から5月22日までの間に、個人事務所2事務所が共同事務所を設立したことによって、2事務所減少し、1事務所増加した。また、1事務所が、平成27年4月20日に開催された品質管理委員会において本登録事務所として登録が認められなかったことにより減少した。
- (3) 「上場会社と契約予定の事務所」(下表C)の増加9事務所は、上場会社と監査契約を締結する予定がある監査事務所である。また、減少11事務所は、主に新たに上場会社と監査契約を締結し本登録審査中の事務所となった監査事務所である。
- (4) 「品質管理レビュー実施済の事務所」(下表D)の減少1事務所は、当年度に登録の抹消の申出があった監査事務所である。
- (5) 「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に、平成26年4月22日から平成27年5月22日までの間に、新たに記載された監査事務所は1事務所であった。

(単位：監査事務所)

	平成26年 4月22日	増加	減少	平成27年 3月31日	増加	減少	平成27年 5月22日
上場会社監査事務所 (A+B)	169	13	24	158	1	3	156
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A)	160	3	15	148	—	—	148
準登録事務所名簿 (B+C+D)	15	19	21	13	1	3	11
本登録審査中の事務所 (B)	(9)	(10)	(9)	(10)	(1)	(3)	(8) (注1)
上場会社と契約予定の事務所 (C)	(2)	(9)	(11)	(—)	(—)	(—)	(—)
品質管理レビュー実施済の事務所 (D)	(4)	(—)	(1)	(3)	(—)	(—)	(3)
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	—	—	—	—	1	—	1

- (注1) 平成27年5月22日に開催された品質管理委員会において、本登録事務所名簿への登録を認めない決定をした監査事務所のうち1事務所が、本登録審査中の事務所 (B) に含まれている。
- (注2) 平成27年4月1日から5月22日までの間に上場会社と契約予定の事務所として登録申請した監査事務所が1事務所あるが、登録手続中のため、上場会社と契約予定の事務所 (C) に含めていない。
- (注3) 平成26年4月22日から平成27年3月31日までの間に上場会社との契約がなくなった旨の届出に基づいて準登録事務所名簿から抹消した2事務所に対しては、当年度のレビュー結果に基づき、平成27年5月22日に開催された品質管理委員会において本登録事務所として登録を認めない決定がなされた。

資料3

各国における検査制度

2014年における上場企業 (Listed PIEs)の監査業務に対する主要な検査結果の調査には、日本を含む世界の29のIFIARメンバーが参加しているが、そのうち主なメンバーによる検査は、おおむね以下のように行われている。

米国 (Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB))

PCAOBは、SOX法により設置されたSECの監督下にある非営利法人であり、監査事務所の監督、検査が行われている。PCAOBは、十分な監査証拠の入手の不備に関する検査報告書 (Part I) 及び監査事務所の全体的な品質管理等に関する検査報告書 (Part II) を発行している。Part I はPCAOBのウェブサイトにて公表されるが、Part II は原則として非公表とされており、監査事務所が報告書の発行から12か月以内に指摘事項を改善できない場合にのみ公表される。

カナダ (Canadian Public Accountability Board (CPAB))

CPABは、カナダ事業会社法によって設立された非営利団体であり、独立した国家機関のように運営されている。CPABは、その年の全ての検査結果をまとめた年次報告書を公表し、また検査対象となった監査事務所には検査結果を書面で報告する。後者の検査結果は、報告書の発行後、監査事務所が180日以内に指摘事項を改善できない場合には公表される場合がある。

英国 (Financial Reporting Council (FRC))

FRCは、民間の独立機関であり、年次の報告書、主要な各事務所に関する報告書、テーマ別報告書を公表している。また、非公表の個別の監査に関する報告書も作成している。

フランス (Haut Conseil du Commissariat aux Comptes (H3C))

H3Cは、司法大臣の下に設立され、会計士団体 (CNCC) の協力を得て会計士の監督を行い、倫理及び

独立性の遵守を監視している。H3CによりPIEを対象とした監査業務の検査が行われるのが原則であるが、リスクのないPIE又は領域に関する監査業務の検査がH3Cの監督下でCNCCにより行われる場合もある。検査結果の個別の報告内容は非公表となっているが、検査の年次報告で一般的な情報をまとめた報告書を公表している。

日本 (公認会計士・監査審査会 (CPAAOB))

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) (以下「審査会」という。)は、公認会計士法に基づき、独立の職権を行使する機関として金融庁に設置された行政機関である。

審査会は、当協会の品質管理レビューの実施状況をモニタリングしており、当協会からの品質管理レビューに関する報告を審査し、必要に応じて当協会や監査事務所等に立入検査及び報告徴収等を実施し、品質管理レビューが適切に実施されているか、監査事務所において監査の品質管理のシステムに問題はないか等を検討し、必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告する。

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、当協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図っていくことを目的としている。金融庁長官への勧告の内容については、その概要が個別に公表され、検査で確認された指摘事例等を年度で公表している。

当協会の品質管理レビュー制度は、自主規制制度として、監査の品質の維持・向上を図るために指導を行うこと (平成27年度以降は監督も併せて行う) を主眼とし、レビュー対象監査事務所の監査の品質管理に関するリスクに応じたアプローチを採用している。品質管理レビューの対象となった監査事務所に品質管理レビュー報告書等を発行するとともに、改善の指導を行っている。また、その年度の品質管理レビュー結果等をまとめた年次報告書を発行している。

資料4

品質管理レビューの実施状況及び 実施結果

1 品質管理レビューの種類ごとの実施状況及び実施結果

前年度末及び当年度末における、会則第122条第3項又は会則第130条第2項の規定に基づく品質管理レビューの対象となる監査事務所の総数は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度末	当年度末
上場会社監査事務所	171	158
非上場会社監査事務所	63	57
合 計	234	215

(1) 通常の品質管理レビュー

① 通常の品質管理レビューの実施状況

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数は、下表のとおりである。当年度89事務所（前年度93事務所）のうち、初めて品質管理レビューを受けることとなった監査事務所は11事務所（前

年度16事務所）である。その内訳は上場会社監査事務所4事務所（前年度5事務所）、非上場会社監査事務所7事務所（前年度11事務所）である。

(単位：監査事務所)

	通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	69 (5)	70 (4)
非上場会社監査事務所	24 (11)	19 (7)
合 計	93 (16)	89 (11)

(注) 表中 () の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所の数 (内数) である。

② 通常の品質管理レビューの実施結果

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューの結果は下表のとおりである。当年度の通常の品質管理レビューにおいて「限定事項のない結論」は76事務所（改善勧告事項のない6事務所を含む。前年度85事務所）、「限定事項付き結論」は9事務所（前年度8事務所）であった。前年度に引き続き、「否定的結論」はなかった。また、「結論の不表明」は1事務所（前年度はなかった）であっ

た。「限定事項付き結論」のうち、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所はなかった（前年度4事務所）。なお、当年度に通常の品質管理レビューを実施したものの、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、上記の監査事務所数と通常の品質管理レビューを実施した監査事務所数は一致しない。

(単位：監査事務所)

	前年度				当年度			
	限定事項のない結論	限定事項付き結論	結論の不表明	計	限定事項のない結論	限定事項付き結論	結論の不表明	計
上場会社監査事務所	64	5 (3)	－	69	58	8 (－)	1	67
非上場会社監査事務所	21	3 (1)	－	24	18	1 (－)	－	19
合 計	85	8 (4)	－	93	76	9 (－)	1	86

(注) 表中の () の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「限定事項付き結論」となった監査事務所の数 (内数) である。

③ 限定事項付き結論の原因となった項目

前年度及び当年度の通常の品質管理レビューにおいて、「限定事項付き結論」の原因となった限定事項の項目別件数は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

限定事項	前年度			当年度		
	上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	計	上場会社 監査事務所	非上場会社 監査事務所	計
限定事項付き結論の監査事務所 (注1)	5 (3)	3 (1)	8 (4)	8 (-)	1 (-)	9 (-)
うち監査事務所における品質管理に関する事項	1 (1)	-	1 (1)	3 (-)	1 (-)	4 (-)
品質管理の全般的体制	1 (1)	-	1 (1)	1 (-)	-	1 (-)
審査	-	-	-	2 (-)	1 (-)	3 (-)
うち監査業務における品質管理に関する事項	4 (2)	3 (1)	7 (3)	7 (-)	-	7 (-)
リスク・アプローチに基づく監査の実施	2 (2)	2 (1)	4 (3)	5 (-)	-	5 (-)
会計上の見積りの監査	2 (-)	2 (1)	4 (1)	5 (-)	-	5 (-)
関連当事者	1 (-)	-	1 (-)	-	-	-
監査証拠	-	-	-	1 (-)	-	1 (-)
監査結果の取りまとめ	-	-	-	2 (-)	-	2 (-)
財務諸表の表示及び開示	1 (-)	-	1 (-)	-	-	-
収益認識	-	-	-	1 (-)	-	1 (-)

(注1) 監査事務所に対して複数の限定事項が生じる場合があるため、表中の限定事項数の合計は「限定事項付き結論の監査事務所」の数とは一致しない。

(注2) 表中の()の数は、初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「限定事項付き結論」となった監査事務所の数 (内数) である。

(2) 通常の品質管理レビューのフォローアップ

① フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューを実施した監査事務所数は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	レビュー報告書交付監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	48	50
非上場会社監査事務所	24	20
合 計	72	70

前年度及び当年度のフォローアップ・レビューの結果は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の不十分な 事項なし	改善の不十分な 事項あり	計	改善の不十分な 事項なし	改善の不十分な 事項あり	計
上場会社監査事務所	45	3 (1)	48	45	5 (1)	50
非上場会社監査事務所	15	9 (7)	24	16	4 (3)	20
合 計	60	12 (8)	72	61	9 (4)	70

(注) 表中の()の数は、前年度に初めて品質管理レビューを受けた監査事務所のうち、「改善の不十分な事項あり」となった監査事務所の数 (内数) である。

② 再フォローアップ・レビューの実施状況及び実施結果

前年度及び当年度の再フォローアップ・レビューを実施した監査事務所数は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	レビュー報告書交付監査事務所数	
	前年度	当年度
上場会社監査事務所	1	1
非上場会社監査事務所	－	5
合 計	1	6

前年度及び当年度の再フォローアップ・レビューの結果は、下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度			当年度		
	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計	改善の 不十分な 事項なし	改善の 不十分な 事項あり	計
上場会社監査事務所	1	－	1	1	－	1
非上場会社監査事務所	－	－	－	5	－	5
合 計	1	－	1	6	－	6

2 通常の品質管理レビューにおける改善勧告事項

前年度及び当年度の品質管理レビューにおける、主な改善勧告事項の項目別件数は下表のとおりである。なお、当年度に通常の品質管理レビューを実施したもの

の、品質管理レビュー報告書を年度内に承認するに至らなかった監査事務所に係る改善勧告事項は含まれていない。

(1) 前年度

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		上場会社監査事務所	非上場会社監査事務所	合 計 (注1)
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制	7	5	12 (13%)
	職業倫理及び独立性	11	7	18 (19%)
	契約の新規の締結及び更新	3	6	9 (10%)
	監査事務所間の引継	3	－	3 (3%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	5	2	7 (8%)
	審査	9	8	17 (18%)
	品質管理のシステムの監視	7	11	18 (19%)
	品質管理のシステムの文書化	1	2	3 (3%)
	共同監査	2	－	2 (2%)
監査業務における品質管理	リスク・アプローチに基づく監査の実施	49	15	64 (69%)
	会計上の見積りの監査	27	14	41 (44%)
	継続企業の前提	3	1	4 (4%)
	グループ監査の手続	8	－	8 (9%)
	関連当事者	15	5	20 (22%)
	確認	12	3	15 (16%)
	後発事象	7	1	8 (9%)
	監査証拠	32	6	38 (41%)
	監査結果の取りまとめ	5	3	8 (9%)
	財務諸表の表示及び開示	14	2	16 (17%)
	監査役等とのコミュニケーション	13	5	18 (19%)
	経営者確認書	8	3	11 (12%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	4	4	8 (9%)
	監査調書の整理及び管理・保存	23	7	30 (32%)
	内部統制監査	27		27 (39%)
改善勧告書交付監査事務所数 (注2)		65	21	86 (92%)
【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 (注3)		69	24	93 (100%)

(注1) 表中の％は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。なお、「内部統制監査」の％は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

(2) 当年度

(単位：監査事務所)

改善勧告事項		上場会社監査事務所	非上場会社監査事務所	合 計 (注1)
監査事務所における品質管理	品質管理の全般的体制	8	1	9 (10%)
	職業倫理及び独立性	2	1	3 (3%)
	契約の新規の締結及び更新	7	2	9 (10%)
	監査事務所間の引継	2	2	4 (5%)
	専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	2	1	3 (3%)
	審査	7	2	9 (10%)
	品質管理のシステムの監視	8	5	13 (15%)
	品質管理のシステムの文書化	－	1	1 (1%)
	共同監査	2	－	2 (2%)
監査業務における品質管理	リスク・アプローチに基づく監査の実施	52	17	69 (80%)
	会計上の見積りの監査	32	11	43 (50%)
	継続企業の前提	3	－	3 (3%)
	グループ監査の手続	9	2	11 (13%)
	関連当事者	14	1	15 (17%)
	確認	8	1	9 (10%)
	後発事象	5	－	5 (6%)
	監査証拠	31	10	41 (48%)
	監査結果の取りまとめ	10	3	13 (15%)
	財務諸表の表示及び開示	11	3	14 (16%)
	監査役等とのコミュニケーション	8	1	9 (10%)
	経営者確認書	3	1	4 (5%)
	指示と監督及び監査調書の査閲	4	1	5 (6%)
	監査調書の整理及び管理・保存	18	2	20 (23%)
	内部統制監査	19		19 (28%)
	改善勧告書交付監査事務所数 (注2)	60	19	79 (92%)
	【参考】レビュー報告書交付監査事務所数 (注3)	67	19	86 (100%)

(注1) 表中の％は、「レビュー報告書交付監査事務所数」に対する該当する事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。なお、「内部統制監査」の％は、上場会社監査事務所数に対する当該事項について改善勧告を受けた監査事務所数の割合である。

(注2) 監査事務所に対して複数の改善勧告事項が生じる場合があるため、表中の改善勧告事項数の合計は「改善勧告書交付監査事務所数」と一致しない。

(注3) 監査事務所に対して改善勧告事項がない場合は改善勧告書が交付されず、レビュー報告書のみが交付されるため、表中の「改善勧告書交付監査事務所数」と「レビュー報告書交付監査事務所数」とは一致しないことがある。

資料5

平成25年度 品質管理委員会活動に 関する勧告書

平成25年度品質管理委員会活動に関する勧告書

品質管理委員会
委員長 関根 愛子 殿

平成26年6月10日
品質管理審議会
審議会長 増田 宏一

当審議会は、会則第137条の2第3項第一号に基づき、貴委員会から平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の活動状況の報告を受け、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会が、品質管理委員会において適切に運営されているかどうかについて検討・評価を行った。

その結果、当協会品質管理委員会は、制度の趣旨・当審議会からの勧告等を踏まえて品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の適切な運営を行うことにより、その成果を挙げていると認められるが、当審議会は、監査の品質管理のシステムの更なる質的向上を図るため、下記のとおり勧告する。

記

勧告事項1. 「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」の確実な実行

当審議会の昨年6月14日付「平成24年度品質管理委員会活動に関する勧告書」において「品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチーム」の「提言」を具体化して確実な実行を図られたい旨の勧告を行ったが、これに対し当協会は「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を設置し広く制度改正についての意見募集を行った上で具体化の検討を行い本年の定期総会で会則・規則の改正を行う予定としている。会則・規則の改正後は、その確実な実行を図られたい。なお、同プロジェクトチームからは、(1)上場会社の監査を行うことについて一定の制約を設けること及び(2)協会全体の自主規制のあり方については継続審議とした旨の報告を受けている。これら継続審議となっている項目については、今後具体化について引き続き検討されたい。

勧告事項2. 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の周知活動

(1) 品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームによる今回の改正の実行に伴う、会員への新制度の周知徹底と円滑な移行

今回の制度改正は、品質管理レビューの対象を公認会計士法第2条第1項の業務全てに拡大しており、今まで品質管理レビューを受けた経験の無い会員も対象となる。また、品質管理レビューの種類も通常レビュー、特別レビューと複数となり複雑なものとなることから、会員への周知と理解を徹底しなければ混乱が生ずることが予想される。

会員への会則・規則の変更の周知徹底を図り、実施に当たって混乱を招かないようにされたい。

(2) 日本公認会計士協会の自主規制としての品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の社会への周知活動

公認会計士監査の利用者である上場会社等に品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度に対する理解が無ければ、制度の円滑な運用並びに実効を高めることは困難である。公認会計士監査の利用者に対し、協会の自主規制制度周知の活動を積極的に行い、監査に対する社会的信頼の向上に努められたい。

勧告事項3. 監査事務所の品質管理体制の整備・運用に関する対応状況の確認

(1) 監査における不正リスク対応基準への対応状況

「監査における不正リスク対応基準」が設定され、監査現場ではその対応が始まり、監査業界としての適切な対応が資本市場関係者から期待されているところである。新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書も同基準の設定に沿った改正がなされている。個別の監査業務の品質管理レビューとしては、平成26年度からのレビュー事項となるので監査事務所の同基準の理解と対応状況を確認し、不十分な点があれば、同基準の内容を指導されたい。

(2) 個別業務における新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等への対応状況の確認

平成24年4月1日以降開始した事業年度の監査から、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書が全面的に適用されている。平成26年度の品質管理レビューでは、対応状況を確認し、当該報告書の順守状況に関して適切な指導を実施されたい。

(3) 報酬依存度のセーフガードの適用状況

「独立性に関する指針」では、監査事務所の報酬に関して、大会社等である依頼人に対する報酬の依存度が2期連続して15%を超えている場合、監査事務所が妥当と判断したセーフガードの適用を求めている。平成26年度の品質管理レビューでは、セーフガードが必要な監査事務所については当該セーフガードの適用状況を確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

(4) 会計上の見積りの監査

平成25年度の品質管理レビューを実施した結果、会計上の見積りの監査については比較的多くの改善勧告が行われている。このため、会計上の見積りの監査の内、改善勧告数が多い「滞留債権（貸倒引当金）、固定資産の減損会計、繰延税金資産」、及び重要な改善勧告がなされている「関係会社株式の減損」を重点的に確認し、不十分な点があれば、適切な指導を実施されたい。

以 上

資料6

品質管理関係規程の 変更等

会則の一部変更 平成26年7月9日： 定期総会承認	会則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定は平成27年7月1日以後実施する品質管理レビューについて適用する。ただし、改正前の規定により品質管理レビューを受けなければならない監査事務所に対する特別レビューの実施に関する規定は、金融庁長官の認可のあった日（平成26年9月1日）から適用する。 (1) 品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更するとともに、レビューの結果に基づく措置（以下「新措置」という。）制度を新設した（第122条第2項、第3項）。 (2) 新措置制度が設けられたこと等に伴い、品質管理レビューの種類（通常レビュー、特別レビュー等）を整理し定義した（第122条第2項、第4項）。 (3) 監査に対する社会的信頼を揺るがすような事態に陥った場合には、関係する全ての監査事務所の品質管理状況を確認する必要があることに鑑み、監査契約を締結している全ての監査事務所に品質管理レビューを受ける義務を課すこととした（第122条第4項）。 (4) 品質管理レビュー制度及び運用に関する会長への意見具申、新措置の決定を品質管理委員会の職務として加えるほか、上場会社監査事務所登録制度上の措置の決定についても職務として明示した（第123条）。 (5) 品質管理委員会が決定した新措置は、会長が当該監査事務所に通知した時からその効力を生ずることとした（第123条の2）。 (6) 新措置の決定をしたときは、上場会社監査事務所名簿等への登録に関し必要な措置内容についても決定することとした（第131条）。
品質管理委員会規則の一部変更 平成26年7月9日： 定期総会承認	品質管理委員会規則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定の適用は上記の会則の一部変更と同様である。 (1) 品質管理委員会の職務に通常レビュー及びその結果に基づく措置の決定行為、特別レビュー及びその結果に基づく措置の決定行為を規定した（第2条）。 (2) 通常レビューを、定期レビューと機動レビューに区分した（第3条及び第5条）。 (3) 通常レビュー及び特別レビューについて、各レビューの対象となる監査事務所を規定した（第3条及び第4条）。 (4) 新措置制度による措置を「①注意」、「②嚴重注意」、「③監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」の3種類とした（第8条の2）。 (5) 上記（4）の措置の決定に当たっては、公平性を担保するため、細則で定める決定基準に基づかなければならないこととした（第8条の3）。 (6) 上記（4）の措置のうち、②又は③の措置を講ずる必要があるとするものであるときは、品質管理特定事案検討部会において検討することとした（第10条）。

上場会社監査事務所 登録規則の一部変更 平成26年7月9日： 定期総会承認	上場会社監査事務所登録規則の一部変更は主に下記のとおりである。なお、改正規定は平成26年9月1日から適用する。ただし、平成27年7月1日前に実施された品質管理レビューの結果に基づき行われる上場会社監査事務所部会に関する手続等については従前の例による。 (1) 準登録事務所名簿への登録を申請することができる監査事務所の一つとして、会社法上の大会社で売上高が10億円以上の者の監査を行っている監査事務所としていたが、これを会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者の監査を行っている監査事務所に変更した（第3条）。 (2) 新たに上場会社監査事務所となった監査事務所から上場会社監査事務所名簿への登録申請があった場合等は、審査に当たって、当該監査事務所に対して通常レビューを実施することとした（第6条）。 (3) 会則第131条第1項括弧書きの規則で定める措置の決定は、「注意」の決定とした（第10条の2）。
品質管理レビュー 基準の改正 平成26年7月30日： 理事会承認	法令等の改正への対応として、序文に新たに設定された「監査における不正リスク対応基準」を追加した。
品質管理レビュー 手続の改正 平成26年7月29日： 常務理事会承認	法令等の改正への対応としての「監査における不正リスク対応基準」（第9項、第15項）、レビューの結論を表明するために必要がある場合等の過年度の監査調書の利用（第299項）、監査事務所は発見事項記録シートごとの改善措置の実施予定時期の報告を改善計画書に添付して提出すること（第512項、第553項）、レビュー対象会社等の固有リスクの程度の例としての不正による重要な虚偽表示の疑義が明らかとなった監査業務（第248項⑥）、品質管理レビュー報告書において限定事項付き結論が付されている等の場合の監査事務所による改善計画書における改善勧告事項となった原因の記載（第515項⑩、付録VI.11）を追加するなどの見直しを行った。
品質管理レビュー ツールの改定 平成26年4月22日、 5月27日、6月24日： 品質管理委員会承認	「監査における不正リスク対応基準」の設定に対応した監査基準委員会報告書の改正に伴い、品質管理のシステムに関する質問書（QCQ300）、監査業務プロフィール（QCQ400）、品質管理のシステムに関するレビュー手続書（QCP300）及び監査業務レビュー手続書（QCP400）の見直し等を行った。

資料7

改正後の品質管理 レビュー制度

平成25年5月の品質管理レビューのあり方見直しプロジェクトチームからの「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」の具体化のため、平成26年2月に品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチームにより「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」が取りまとめられ、平成26年7月の定期総会において、制度改正に必要な会則・規則の変更が行われた。

主な内容は、次の「1. 品質管理レビューの性格」、「2. 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務」、「3. 機動的・臨時的な品質管理レビューの新設」

及び「4. 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録要件の緩和」に記載のとおりである。

なお、変更後の規定は、会員への周知の期間を考慮し平成27年7月以降実施する品質管理レビューから適用されることとなっている（ただし、会則変更前から品質管理レビューを受けている監査事務所に対する特別レビューの実施及び準登録事務所名簿への登録要件の緩和に関する規定は、金融庁長官の認可があった日（平成26年9月1日）から適用されている）。

1 品質管理レビューの性格

品質管理レビューでは、レビューを実施した結果として、改善勧告やフォローアップを行い監査事務所の品質管理の充実に向けての指導をしている。これと同時に、品質管理レビューの拒否や非協力の場合は、会長へ報告をするとともに、上場会社監査事務所の登録制度においては、品質管理レビューの結果に応じて登録の可否及び措置を決定し、上場会社監査事務所部会の名簿において措置の概要を開示するなどによる懲戒的措置を実施するなど一部監督機能も果たしてきた。

また、当協会の設立目的は「公認会計士の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」と定められており、自主規制団体として、監査業務に対する社会的信頼を維持、確保し、監査制度の充実発展を図るためには、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していくことが必要であるとの結論に至った。

については、品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更し、上場会社監査事務所制度の登録制度内に設置していた措置制度を廃止し、品質管理レビュー制度内に品質管理レビューの実施結果に基づく措置制度を新設した。これに伴い、措置制度の

対象は品質管理レビューを受ける監査事務所全体となった。

新たに設けた措置の内容は、レビュー結果に応じて、次の3種類とするが、いずれも会則第50条に定める懲戒処分とはしなかった。

ア. 注意

イ. 嚴重注意

ウ. 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告

（以下「辞退勧告」という。）

品質管理の措置とは別に、会長報告をする場合があり、会長報告をする場合を次のように整理した。

- 品質管理レビューを通じて監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合
- 監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合（品質管理レビューの拒否・非協力の場合及び品質管理委員会から辞退勧告を受けたにもかかわらず改善をしないことをもって再度辞退勧告を受けた場合を含む。）

なお、改正前の上場会社監査事務所部会の措置の制度は廃止されるが、監査事務所の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿（以下「上場会社監査事務所名簿等」という。）に注意・

勧告の概要を「開示」又は名簿からの「抹消」を行うものとした。上場会社監査事務所名簿等への「開示」や「抹消」に繋がる嚴重注意、辞退勧告の措置の場合、当該会員に通知の後、通知内容に不服の申立てがあった場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の審査が終了するまでその実施を保留し、慎重に対応することとした。

また、特別レビュー（「3.機動的・臨時的な品質管理レビューの新設」において後述）は、特定の分野や特定の

業務についてレビューを行うものであり、その際に発見された事項については、必要に応じ改善勧告等を行うが、改善が図られない場合には、上記アの注意の措置を実施し、その後も改善が図られない場合は、上記イの嚴重注意の措置を実施する。なお、特別レビューは、監査事務所全体の品質管理についてのレビューでないことから、上記ウの辞退勧告は行わないものとした。

以上の措置に関しての考え方を図示すると表1から表3となる。

2 品質管理レビューの対象監査事務所及び対象監査業務

品質管理レビューの対象を、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務を行う監査事務所から公認会計士法第2条第1項業務を行う監査事務所に拡大し、レビュー対象監査業務についても、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務から公認会計士法第2条第1項業務の全てに拡大した。品質管理レビューの実効性を確保するために、中核となるレビュー対象監査業務は、公共性の高い、公認会計士法上の大会社等及び一定

規模以上の信用金庫等とするが、必要がある場合には、改正前のレビュー対象外監査業務からも追加選定することとなる。

ここで必要がある場合とは、例えば、監査事務所において公認会計士法第2条第1項業務に占める改正前のレビュー対象外監査業務が多く、改正前のレビュー対象会社のみを対象とした場合に監査事務所全体の品質管理の状況を把握することが困難な場合である。

3 機動的・臨時的な品質管理レビューの新設

改正前の品質管理レビューは、レビュー日程、内容について事前に年間計画を立てて実施しており、計画的かつ定期的なレビューであることから、改正前の制度を通常レビューの中の定期レビューとして位置付けた。

また、定期レビューを補完する必要がある場合に、定期の実施時期に加えて追加して機動的に行えるレビューを機動レビューとして位置付けた。定期レビューを補完することが目的であることから、実施する内容は定期レビューと同等とした。

一方、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある場合には、品質管理レビューの対象が拡大したことに鑑み、機動的というより臨時的に特定の監査業務の品

質管理の状況や監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況をレビューする新たな制度として特別レビューを設けた。特別レビューは会長の指示を受け、その実施を品質管理委員会が決定するものとした。なお、特別レビューは監査事務所の特定の分野を対象として実施することから、個別の監査事務所に対するレビュー報告書の交付は予定していない。ただし、1.で説明しているとおり、個別の監査事務所での発見事項について改善の指導は行うこととした。

通常レビュー及び特別レビューに関する考え方等をまとめ図示したものが図1となる。

4 上場会社監査事務所部会準登録事務所名簿への登録要件の緩和

準登録事務所名簿への登録を申請できる事務所として会則第128条の2第1項第二号に規定する上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社の範囲

を見直し、会社法に定める大会社で売上高が10億円以上の者としていたものを会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者に改めた。

表1【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会〕】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論	措 置	辞退勧告（注3）	辞退勧告（注2）	辞退勧告（注2）
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり)	措 置	厳重注意（注3）	辞退勧告	辞退勧告（注2）
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論	措 置	注意	厳重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	－	開示	抹消
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措 置	なし	注意	厳重注意
	上場部会名簿	－	－	開示

※措置の対象は、品質管理レビューを受けた全ての監査事務所が対象となる。

（注1） レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告

（注2） 改善を行わないことの会則違反による会長報告

（注3） （注1）及び（注2）以外の会則違反による会長報告がありうる。

極めて重要な準拠違反

監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反が発生している重大な懸念があるか、又は、監査事務所の品質管理システムの整備又は運用において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念がある状況において実施した個々の監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反がある場合

表2【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度〔上場会社監査事務所部会以外〕】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）
否定的結論	措 置	辞退勧告（注3）	辞退勧告（注2）	辞退勧告（注2）
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反あり)	措 置	厳重注意（注3）	辞退勧告	辞退勧告（注2）
限定事項付き結論	措 置	注意	厳重注意	辞退勧告
限定事項のない結論 における改善勧告事項	措 置	なし	注意	厳重注意

※ 措置の対象は、品質管理レビューを受けた全ての監査事務所が対象となる。

（注1） レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告

（注2） 改善を行わないことの会則違反による会長報告

（注3） （注1）及び（注2）以外の会則違反による会長報告がありうる。

表3【品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措 置	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）	辞退勧告（注1）
改善勧告事項（注2）	措 置	なし	注意	厳重注意（注3）

※措置の対象は、品質管理レビューを受けた全ての監査事務所が対象となる。

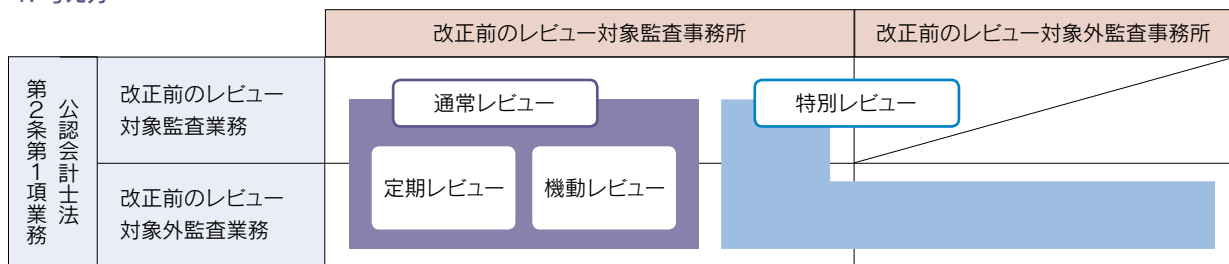
（注1） レビュー拒否・非協力の会則違反による会長報告

（注2） （注1）以外の会則違反による会長報告がありうる。

（注3） 特別レビューでは辞退勧告は行わない。

図1【通常レビュー及び特別レビュー】

1. 考え方



2. 相違点

監査事務所 の区分	レビューの 種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的 (注3)	レビュー実施の 決定	レビュー方法	
改正前の レビュー 対象監査 事務所	通常 レビュー	定期的	3年に1回 (大手は2年に1回) (改正前のレビュー) 【定期レビュー】	監査事務所全体の 品質管理の状況	品質管理委員会	往 査	フォロー 書面、聴取 又は往査
		機動的	定期レビューを補完する必要があると判断される場合(注1) 【機動レビュー】				
改正前の レビュー 対象外監 査事務所	特別 レビュー	臨時的	監査に対する社会的信頼を 損なうおそれがある場合(注2)	① 特定の監査業務の品質管理の状況(注4) ② 監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況	品質管理委員会 (会長の指示が必要)	書面、聴取 又は往査(注5)	

（注1） 監査契約後に短期間で監査報告書が発行される場合を想定

（注2） 想定される状況

①…例えば、ファンドに対する監査で監査手続が著しく不十分でファンドに対する監査そのものに対する信頼性が損なわれる場合（AIJ事件のような場合）

②…例えば、改正前のレビュー対象外の会社法監査で監査手続が不十分であることにより監査意見の妥当性に重大な懸念が生じていることの実事が判明したことから、当該監査事務所において同様な事例の存在が疑われる場合

（注3） 特別レビューにおけるレビューの目的は、①、②のそれぞれ個別のみではなく組み合わせも可

（注4） 原因となる個別監査業務と同種の監査業務において、当該個別監査業務との品質管理上の類似性の有無を確認する。

（注5） 改正前のレビュー対象外監査事務所についての聴取又は往査は、必ず書面実施後とする。

資料8

上場会社監査事務所 登録制度 一部改正要綱

上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱

平成27年3月19日
上場会社監査事務所名簿等への
登録の見直しプロジェクトチーム

I はじめに

1. 検討の背景

日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理を対象としており、会員個人を直接の対象とはしていない。そのため、品質管理レビューの結果に基づいて、上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿（以下「登録事務所名簿」という。）から登録を抹消した監査事務所において、その抹消の原因となった業務を行っていた会員が、新たに監査事務所を設立して再度登録事務所名簿に登録申請して監査業務を行う等の事例があり、登録事務所名簿から抹消となった効果が実質的に得られない事態が生じている。

このことは、平成25年5月23日付けの「品質管理レビューのあり方見直しについての提言」でも指摘されており、平成26年1月の理事会で承認された「品質管理レビュー制度・上場会社監査事務所登録制度一部改正要綱」作成の際にも検討したが、会員の業務の制限に繋がることから慎重に検討する必要がある等の意見があり、当該要綱には含めず7月の会則等の改正には含めないこととしたものである。

しかし、前述のとおり、登録事務所名簿設置の趣旨からは、不適切と判断される事例が依然として発生しており、早急に対応する必要があるため、平成26年4月にプロジェクトチームを設置し検討を行った。

2. 見直しの目的と検討に当たっての基本的な考え方

今回の見直しは、監査の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持確保するという制度の趣旨を没却しかねない上述のような行為を困難にするとともに、制度の実効性をより高めることを目的とし、これを具現化するための方法を、上場会社監査事務所の登録制度の中で行うものである。

そのため、監査事務所の品質管理の状況を評価する制度を維持しつつも、一定の場合、監査事務所及び当該事案に関わった会員等について、品質管理レビューにより状況の改善が確認できるまで、登録事務所名簿への再登録を制限しようとするものである。

また、併せて、上場会社監査事務所名簿への登録の要件を新設し、登録承認の審査方法を改める。さらに、契約解除による登録事務所名簿からの抹消と品質管理レビュー実施の関係の整理等、前述の目的達成のために必要と考えられる制度の改正を行うこととする。

注 本文中で「会員」とは、要件を記載していない限り公認会計士である会員をいう。

II 登録事務所名簿からの抹消と再登録の制限並びに制限の解除

1. 登録事務所名簿からの抹消と再登録の制限

(1) 登録事務所名簿からの抹消と再登録制限ルールの新設及び管理簿の整備

上記 I 2 の基本的な考え方に基づき、登録事務所名簿からの抹消事由に新たな事由を追加するとともに、この抹消事由に該当した場合は、監査事務所だけでなく、この監査事務所の代表者、これに係わった業務執行責任者を「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定することができるようにするための規定を新設する。また、「上場会社監査事務所・準登録事務所名簿再登録制限者管理簿」（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）を制定し、名簿再登録制限者として指定した者を掲載する。掲載した情報は、後述の指定解除とならない限り、公認会計士登録を抹消した場合も指定は解除せず、指定された者が再度公認会計士登録をした場合もその指定を継続する。

① 登録事務所名簿からの抹消及び抹消リスト掲載の取扱いの変更

現在、表1のうち1、2に該当した監査事務所は、登録事務所名簿から抹消され抹消リスト（公開）に掲載される（当該監査に関与した会員については特段の開示等はない。）。3に該当した監査事務所は、登録事務所名簿にてその旨が開示（当該監査に関与した会員については特段の開示等はない。）されるものの、抹消されることはない。

しかしながら、今回の対応に当たり、自主規制制度として表1の2の取扱いと平仄をあわせ、会員権停止6か月以上であり、かつ、行政処分請求（保留した場合を含む）又は退会勧告の懲戒処分に処せられた監査事務所についても、登録事務所名簿から抹消するとともに抹消リストに掲載することとする。

【表1】登録事務所名簿からの抹消、抹消リストへの掲載事由

抹消事由	決定機関
1.品質管理レビューの結果による監査業務からの辞退勧告	協会
2.業務停止の行政処分（上場会社の監査に起因した事由の場合に限定）	金融庁
3.会員権停止又は退会勧告の懲戒処分（上場会社の監査に起因した事由の場合に限定）	協会

② 名簿再登録制限者の指定と名簿再登録制限者管理簿の整備

品質管理委員会は、①の抹消リストへの掲載事由に該当した監査事務所及びその代表者並びにその原因となった上場会社の監査業務の業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、名簿再登録制限者管理簿に掲載する。なお、表1の2、3については、監査事務所への処分はなかったが業務執行責任者への処分があった場合、個別監査業務の業務執行責任者のみを対象とする。ただし、現在規定されている抹消リストに掲載する事由のうち、次の事由による場合を除く。

ア. 品質管理レビューの結果、登録事務所名簿への登録を不可とする結論となったとき。

イ. 上場会社監査事務所名簿への登録の申請を怠ったとき。

③ 名簿再登録制限者の指定対象となる監査事務所及び会員の区分

上記②に該当する監査事務所及び会員を名簿再登録制限者として指定する。

指定対象となる区分は次のとおりとする。

【表2】名簿再登録制限者の指定対象となる監査事務所及び会員の区分

		監査事務所 ^{※2}	監査事務所の 代表者 ^{※3}	業務執行責任者
1.品質管理制度での措置	監査事務所への辞退勧告の措置			
	個別業務が特定できる場合	対象	対象	対象
	個別業務が特定できない場合	対象	対象	対象外
2.業務停止処分 ^{※1}	監査事務所への処分			
	個別業務が特定できる場合	対象	対象	対象
	個別業務が特定できない場合	対象	対象	対象外
	個別業務への処分	対象外	対象外	対象
3.会員権停止処分	監査事務所への処分			
	個別業務が特定できる場合	対象	対象	対象
	個別業務が特定できない場合	対象	対象	対象外
	個別業務への処分	対象外	対象外	対象

※1 本表でいう業務停止処分とは、全部業務停止の場合をいう。監査事務所に対して全部業務停止以外の処分があった場合は、上記名簿再登録制限者には指定しないが、登録事務所名簿に開示するとともに機動レビュー等でフォローする。

※2 対象となる場合は、名簿再登録制限者として指定するとともに、登録事務所名簿から抹消し、抹消リスト（公開）に措置の概要を掲載する。

※3 辞退勧告の措置の年度、行政処分の勧告を出された検査結果通知書の対象年度の代表者（品質管理基準委員会報告書第1号第17項に定める理事長など監査事務所における最高経営責任者をいう）。

※4 2業務停止処分、3会員権停止処分に該当した会員が個人で監査事務所を開設し本表記載の監査事務所の代表者、業務執行責任者となっている場合は、当該処分が監査事務所に対して行われたものとみなす。

措置・処分が名簿再登録制限者に指定されている監査事務所及び会員に対し、指定事由と同一の事案に対し他の掲載事由による措置等（品質管理制度での措置及び行政処分と協会の懲戒処分）が課せられた場合、重ねての指定は行わない。

④ 名簿再登録制限者の指定に対する不服申立

業務停止の行政処分を事由として名簿再登録制限者に指定された場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申し立てをすることができる。

⑤ 名簿再登録制限者の指定の通知

品質管理委員会は、名簿再登録制限者への指定が確定したときは、名簿再登録制限者管理簿に掲載した旨とその理由を当該監査事務所及び会員に書面をもって通知する。

(2) 名簿再登録制限者として指定された会員に関して登録監査事務所及び登録事務所となろうとする監査事務所に課する義務

標記の監査事務所には、名簿再登録制限者として指定された会員に関して以下の義務を課し当該義務を実行することを記載した誓約書の提出を義務付けることとする。

標記の監査事務所が以下の義務に違反した場合は、当該監査事務所に対して嚴重注意（登録事務所名簿への違反の事実の開示）又は監査業務からの辞退勧告（登録事務所名簿からの抹消）の措置の適用について検討を行うものとする。

- ① 名簿再登録者として指定された会員を名簿再登録制限者の指定の解除が品質管理委員会で承認されるまでの間、上場会社の監査業務の主要な担当社員等（「独立性に関する指針」第1部第139項なお書き）として業務を行わせないこと。
- ② 他の監査事務所から移動した会員を上場会社の監査業務の主要な担当社員等としようとするときは、名簿再登録制限者に指定されていないことを確認すること。
- ③ 名簿再登録制限者に指定されている会員が所属している場合は、当該会員から指定を解除されるまでの間は上場会社の監査業務の主要な担当社員等として業務を行わせないことに同意した誓約書の提出を求めるものとする。

(3) 名簿再登録制限者管理簿の非開示と掲載の有無の証明

名簿再登録制限者管理簿は開示しないこととする。名簿再登録制限者として指定中であるか否か（名簿再登録制限者管理簿に掲載されているか否か）について、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者（例えば、監査事務所、申請者本人と監査契約を継続する予定の上場会社、証券取引所）に証明書を交付する。

2. 名簿再登録制限者の指定解除及び管理簿からの削除

名簿再登録制限者に指定された監査事務所及び会員が、その指定の解除を受けるには、以下に示すいずれかの方法によるものとする。

【図1参照】

(1) 名簿再登録制限者の指定の原因となった上場会社の監査実施後も、通常レビューの対象となる監査を実施している場合

① 品質管理上の措置として監査業務から辞退勧告を受けたことにより、名簿再登録制限者に指定された者

指定後に開始される事業年度の通常レビュー対象業務がある場合、品質管理レビューを受ける旨申請を行った対象年度において、自らが関わった監査のうち、通常レビュー対象業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について品質管理レビューを受ける申請を行い、品質管理の改善（名簿再登録制限者の実施した監査に関わる改善勧告事項がないこと）が品質管理委員会により確認できたとき。

② 行政処分として全部業務停止となり名簿再登録制限者に指定された者

業務停止期間経過後に、開始される事業年度の通常レビュー対象業務がある場合、品質管理レビューを受ける旨申請を行った対象年度において、自らが関わった監査のうち、通常レビュー対象業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について申請を行い品質管理レビューを受け、品質管理の改善（名簿再登録制限者の実施した監査に関わる改善勧告事項がないこと）が品質管理委員会により確認できたとき。

③ 一定の会員権停止の懲戒処分を受け名簿再登録制限者に指定された者

当該会員権停止期間経過後に、開始される事業年度の通常レビュー対象業務がある場合、品質管理レビューを受ける旨申請を行った対象年度において、自らが関わった監査のうち、通常レビュー対象業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について申請を行い品質管理レビューを受け、品質管理の改善（名簿再登録制限者の実施した監査に関わる改善勧告事項がないこと）が品質管理委員会により確認できたとき。

なお、①から③については、継続的専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に課せられた義務を履行していること（監査法人の場合、社員全員が当該義務を履行していること）も品質管理委員会で確認する。

(2) 名簿再登録制限者の指定の原因となった上場会社の監査実施後は通常レビューの対象となる監査を実施していない場合

継続的専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に課せられた義務を履行していること（監査法人の場合、社員全員が当該義務を履行していること）と、(1)①から③に示す期間経過後に開始される事業年度において上場会社監査事務所登録規則第3条第二号（会社法第十一条に規定する会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者）に定める監査を行い、品質管理レビューを受ける旨申請を行った対象年度において当該監査業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について品質管理レビューを受け、品質管理の改善（当該監査に関わる改善勧告事項がないこと）が品質管理委員会により確認できたとき。

(3) (1)、(2)以外の場合

指定の解除を受けるには、(1)(2)の品質管理レビューにより品質管理の改善の確認を受けることに限定した場合、対象となる監査契約を締結できない場合は、指定の解除の途が閉ざされることとなる。そのため(1)(2)の品質管理レビューを受ける機会の無い者に限り、継続的専門研修制度で法定監査業務に従事する会員に課せられた義務を、名簿再登録制限者として指定された年度を含む5年間継続して履行したことが品質管理委員会により確認できたときとする。(1)(2)の品質管理レビューを受ける機会があったにもかかわらず、品質管理レビューを受けなかった場合は、受けなかった年度までの期間は5年間継続の期間には含めないこととする。

(4) 指定解除後に、指定解除の結論に影響を与えるような新たな事実が判明した場合、指定解除の取消しの必要性について品質管理委員会で審議する。

なお、指定解除の取消しの結論となった場合には、当該会員は、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申し立てをすることができる。

3. 名簿再登録制限者の指定解除者の登録事務所名簿への再登録

指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者は、準登録事務所名簿への登録の申請を行うことができる。指定の解除を受け名簿再登録制限者管理簿から削除された者が、既に登録事務所名簿に登録済の監査事務所に所属する会員の場合は、名簿再登録制限者管理簿から削除されたときから、上場会社の監査業務の主要な担当社員等となることができる。

4. 名簿再登録制限者のうちCPEのみにより指定を解除された者が解除後に行う監査業務等についての品質管理レビュー結果の取扱い

- (1) 2.(3)により名簿再登録制限者の指定の解除を受けた者が解除後最初に通常レビュー対象業務を行った場合には、当該業務及びその他品質管理委員会が指定する業務について、速やかに品質管理レビューを行い、品質管理の改善を確認し、次のように取り扱うものとする。
- ① レビュー実施前監査事務所として準登録事務所名簿に登録された者の上場会社監査事務所名簿への登録の審査(レビュー)においては、改善勧告事項があればその登録を認めないものとする。この場合は準登録事務所名簿からも抹消とする。
 - ② 登録事務所名簿に登録済の監査事務所に所属する会員で、当該会員が行った業務に対する品質管理レビュー結果において改善勧告事項があった場合は、当該監査事務所に対して監査業務からの辞退勧告の措置の適用について検討を行うものとする。
- (2) 上記(1)の①又は②の取扱いをした場合は、次に行われる品質管理委員会規則第4条の監査業務及び上場会社監査事務所登録規則第3条の監査業務についても、上記(1)の取扱いを継続する。

Ⅲ 上場会社監査事務所登録制度の改正

1. 準登録事務所名簿への登録申請及び新設する要件

【図2参照】

(1) 準登録事務所名簿への登録申請

準登録事務所名簿への登録申請は次のいずれかに該当する場合に行うものとし、現行の上場会社と監査契約を締結してからの登録申請（会則第128条第1項）の規定は廃止する。したがって、登録事務所名簿に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿に登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならない。

- ① 上場会社との監査契約を予定している場合（会則第128条の2第1項第一号）
- ② 上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められるものとして規則で定める会社（会社法第2条第十一号に規定する会計監査人設置会社で売上高10億円以上の者）の監査を行っている場合（会則第128条の2第1項第二号）

なお、①の監査契約を予定している場合として、準登録事務所名簿にレビュー実施前監査事務所として登録された監査事務所は、登録申請時に通知した監査契約以外に上場会社との監査契約が予定されることになった場合は、改めて品質管理委員会に登録審査を申請して、登録に関しての審査を受けなければならないものとする。

(2) 登録申請の要件

登録申請に当たっては、申請者が登録申請時までに終了した直近の継続的専門研修制度年度において、継続的専門研修制度に関する細則第22条により法定監査に従事する会員に課せられている義務を履行していること（監査法人の場合、社員全員が当該義務を履行していること）を条件とし、この条件を満たしていない場合は登録申請書を受理しないこととする。

2. 再登録申請の場合の特例の取扱い

名簿再登録制限者の指定解除の申請と同時に又は指定解除から1年を経過しない間に会則第128条の2第1項第二号に基づく再登録申請をした場合は、指定解除の際に行われた品質管理レビューを、審査（レビュー）として利用することができることとする。

3. 登録事務所名簿への登録申請書類及び申請手続の見直し

(1) 申請書類への項目の追加

① 申請監査事務所の申請時点の監査契約会社リスト

品質管理レビュー実施時に提出を求める範囲内で、現行提出義務のないものについては提出することを規定する。

② 所属会員の継続的専門研修履修の義務履行状況（申請時から3年間遡及）

③ 監査責任者及び審査担当者（予定を含む）の氏名、監査業務従事経験等（申請時から5年間遡及）

④ 補助者（予定を含む）の人数及び資格等

⑤ 共同監査の場合は、共同の具体的方法

⑥ 誓約書の見直し

ア. 品質管理制度の目的を理解し達成する旨の記述を追加する。

イ. 監査事務所は、名簿再登録制限者に指定されている者を上場会社の監査業務の主要な担当社員等としないこと、違反した場合は、会則、規則違反となることを承知している旨の項目等を追加する。

ウ. 誓約書は、規定改正時に登録済の事務所からも再度提出させることとする。

(2) 申請手続

① 監査契約予定会社名及び契約予定期日を遅滞なく申請する。

② 契約を締結したときは契約した旨を契約締結日以降遅滞なく届け出る。

③ 監査契約予定の場合で登録を申請し、契約予定期日から10日を経過したにもかかわらず申請者から契約締結の届け出がなかった場合、契約の締結に至らなかったことが明らかな場合は、品質管理委員会は準登録事務所名簿から抹消することができる。

4. 準登録事務所名簿への登録の審査

【図3参照】

現行は、上場会社と監査契約（予定を含む）を締結している監査事務所から登録の申請があった場合、申請書類に不備のない限り準登録事務所名簿へ登録されるが、申請書類だけを審査対象とした従来の確認方法から、申請書類による審査に加えて品質管理委員会の審議、承認を経て行う方法に変更する。

(1) 登録方法

書類による審査を中心とし、必要に応じて面談、往査を行い、「レビュー実施前監査事務所」として準登録事務所名簿への登録を判断する。

なお、II 2.(3)により、指定解除された者が再登録の申請を行った場合は、原則として面談その他の審査を行うこととする。

(2) 面談の目的

申請者との面談の目的は、品質管理制度の周知徹底と監査契約締結に当たっての指導（過去の法定監査従事状況等を確認）とし、担当役員と主席レビューアーを中心として実施することとする。

5. 監査契約解除等により上場会社監査事務所でなくなった場合等の対応

品質管理レビュー実施の通知前に、品質管理レビューの対象となる監査契約を解除して品質管理レビュー対象外監査事務所となった場合や監査事務所が解散した場合、現在は、その時点で品質管理レビューの実施を中止している。しかしながら、上場会社の監査は既に実施されていることから、途中で中止せずに可能な限り最後まで品質管理レビューを実施し、その結果は、これまでに記載した取扱いに従って再登録を行う場合の判断に利用するものとする。具体的には、例えば以下のように取り扱うこととする。

(1) 品質管理レビューの対象となる監査契約を全て解除し、品質管理レビュー対象外監査事務所となった場合

品質管理レビュー対象外ではあるが、監査事務所は存在するため、当該事務所に対して品質管理レビューを継続しレビュー報告書を交付する。

なお、品質管理レビューの結果、監査業務からの辞退勧告となった場合は、Ⅱ1に従い名簿再登録制限者として指定する。

(2) 監査事務所が解散した場合

監査事務所は存在しないが、監査は既に終了しているため可能な限り品質管理レビューを継続し、その代表者等であった者に対してレビュー報告書を交付する。

なお、品質管理レビューの結果、監査業務からの辞退勧告となった場合は、Ⅱ1に従い該当する会員を名簿再登録制限者として指定する。

(3) 公認会計士登録を抹消した場合

会員であれば、措置等の対象とできるが、会員でなくなった者に対しては協会の規定は適用できない。そのため、当該会員が再度公認会計士登録をした時は、登録抹消前の名簿再登録制限者管理簿の記録を復活し、登録事務所名簿に登録申請があった場合は抹消前の名簿再登録制限者管理簿の記録も考慮して登録の可否を判断する。

6. 継続審査制度の廃止

登録のための審査において制度化されている継続審査（一定の場合に、初回の審査ではなく、翌年に再度の品質管理レビューを行い、その結果を踏まえて登録の可否を判断する）を廃止する。

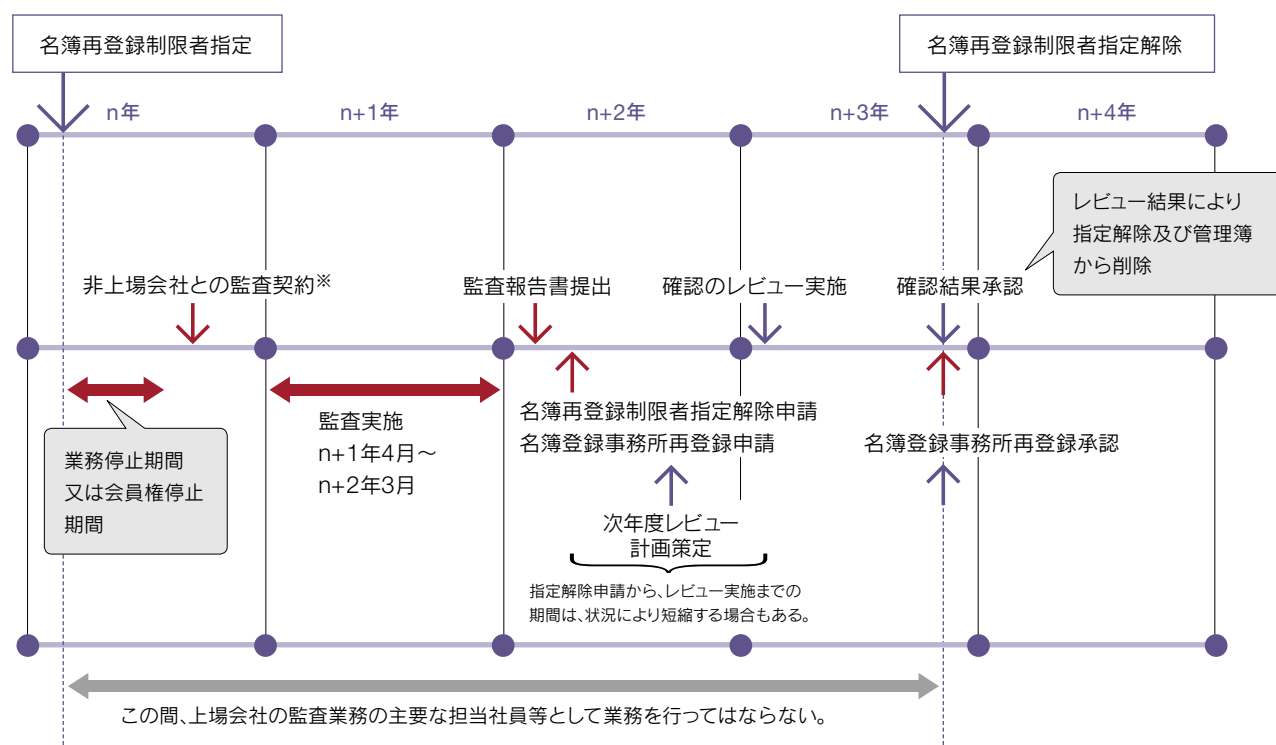
7. 準登録事務所名簿の位置付けの見直し等

準登録事務所名簿の中には、レビュー実施済事務所とそうではない事務所が混在するなど分かりにくいとの指摘を受けており、実態を表すよう再検討した。具体的には、現在の準登録事務所名簿に掲載される監査事務所の区分を整理し、図2の「変更後」に改める。

以 上

名簿再登録制限者の指定から解除及び再登録までの流れ

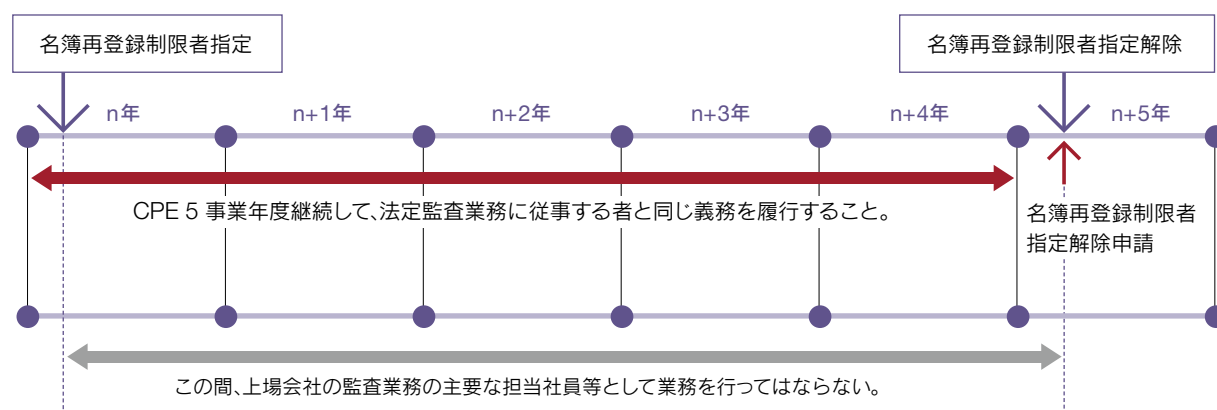
①品質管理レビューにより改善を確認（Ⅱ2（1）（2）の場合）



※本図でいう非上場会社との監査契約とは、上場会社監査事務所登録規則第3条第二号（会社法第十一条に規定する会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者）に定める監査をいう。

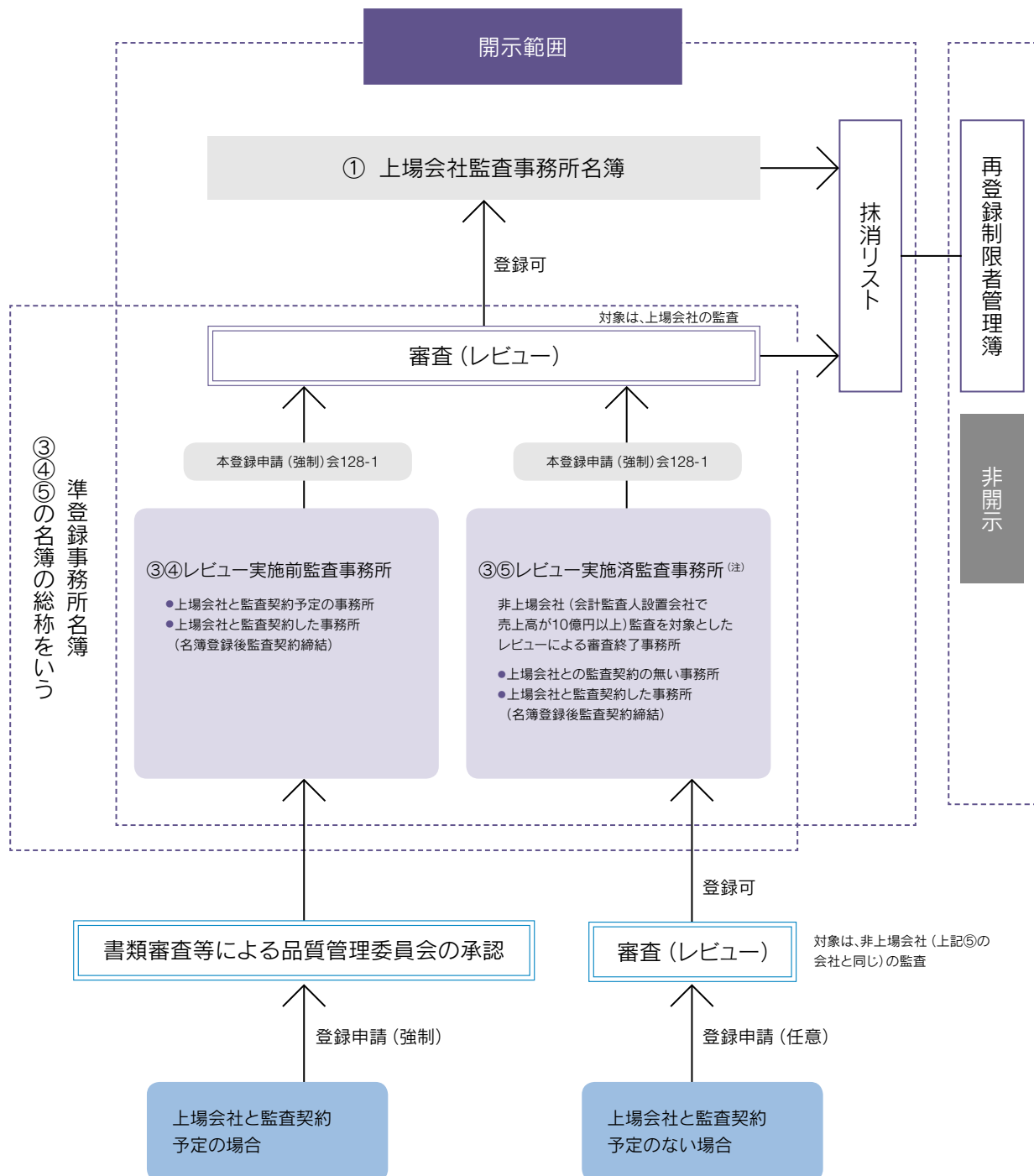
対象となる監査に従事している会員は、品質管理レビューによる指定解除の申請をするものとする。

②継続的専門研修制度での研修を確認（Ⅱ2（3）の場合）



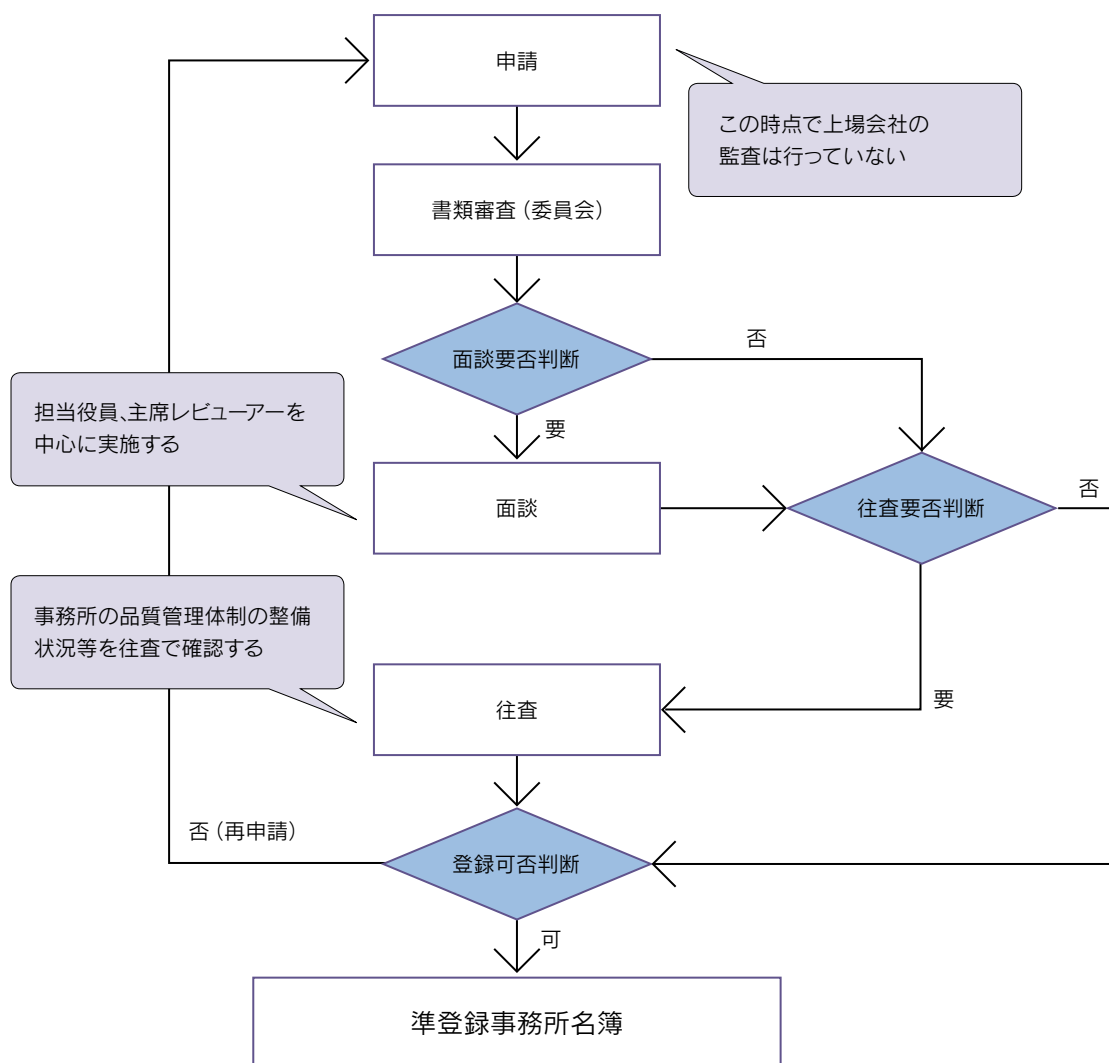
CPEによる指定解除の申請は、Ⅱ2（1）（2）に該当しない（品質管理レビューの対象となる監査を行っていない）場合に限る。

上場会社監査事務所名簿への登録の流れ（変更後）



（注）3年に1度の定期レビューを実施する。

監査契約を予定している場合の準登録事務所名簿への登録の申請フロー



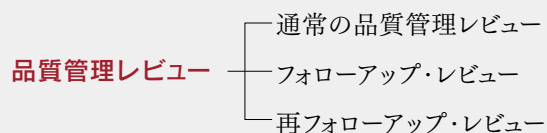
① 監査契約の解消により登録を抹消した会員の再登録申請の場合、原則として書類審査とするが、抹消前の状況により面談の要否を判断する。

② 今まで、登録名簿から抹消を受けたことの無い会員、全くと新規登録申請の場合は、原則として、面談及び往査の要否を全て否として登録可否の判断まで進む。

③ 面談及び往査の要否の基準の考え方：②に該当しても、監査責任者としての実務経験が少ない、あるいは十分な監査時間や監査体制の確保がされていない等、その必要があると判断される場合、提出された誓約書の内容から必要と判断される場合に実施

用語説明

1 品質管理レビュー制度に関する用語



通常の品質管理レビュー

品質管理レビューの対象となる監査事務所が、原則として3年に一度受ける品質管理レビューであり、監査事務所における品質管理のシステム及び監査業務における品質管理に係るレビュー手続を実施するフル・レビューのことをいう。

フォローアップ・レビュー

前回の通常の品質管理レビューにおいて提出された改善計画書に記載の改善措置の内容に従って監査事務所が実施した是正措置の状況等確かめることにより、改善措置の状況を確認することを目的として実施するレビューである。フォローアップ・レビューでは、実施時における監査事務所の品質管理の状況について結論を表明しない。

再フォローアップ・レビュー

前回のフォローアップ・レビューにおいて改善不十分な事項がある場合に実施されるフォローアップ・レビューをいう。

準レビュー

会則第139条（監査業務審査会の職務及び組織）の規定により、監査事務所の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項が発見された場合に監査業務審査会が会長に報告し、会長がその報告に基づき、品質管理委員会に対し実施を指示したレビューをいう。

品質管理レビュー基準

監査事務所が行う監査の品質管理の状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける品質管理レビューにおいて遵守すべき基準であり、一般基準、品質管理レビュー実施基準、品質管理レビュー報告基準及びフォローアップ等から成る。

品質管理レビュー手続

品質管理委員会規則に基づき、品質管理レビューに関する手続を定めるものであり、品質管理委員会規則及び品質管理レビュー基準を品質管理レビューの実務に適用するための指針を提供するとともに、品質管理レビューの運用あるいは実施に必要な手続を定めている。

会長への報告

会則第123条第4項の規定により、品質管理レビューの結果、「監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合」、又は「監査事務所の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合」に品質管理委員会がその旨を会長に報告することをいう。

品質管理レビュー報告書

監査事務所の定めた品質管理のシステムのうち、品質管理の基準に適合していない重要な事項の有無及びレビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務につき、その品質管理のシステムに準拠していない重要な事項の有無について結論を表明する書面をいう。

品質管理レビュー報告書の結論の種類

種類	概要
限定事項のない結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所の定めた品質管理のシステムには、品質管理の基準に適合していない重要な事項はなく、また、レビュー対象期間に属する日付を付して作成した監査報告書に係る監査業務において、監査事務所の品質管理のシステムに準拠していない重要な事項がないと認められた場合に表明される。
限定事項付き結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められた場合に表明される。
否定的結論	通常の品質管理レビューを実施した結果、監査事務所が実施した監査業務において職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反があると認められた場合に表明される。

結論の不表明

通常の品質管理レビューを実施した結果、品質管理レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合に、品質管理レビュー報告書に結論の表明をしない旨を記載するものである。

改善勧告書

監査事務所に品質管理レビューによって発見された事項の存在を指摘して、改善措置を勧告する目的で作成する書面をいう。品質管理レビュー報告書において、限定事項付き結論を表明する場合又は否定的結論を表明する場合に、品質管理レビュー報告書と併せて作成するものであるが、品質管理レビュー報告書における結論には影響しない事項であっても、監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念が多少はある場合にも作成する。

改善計画書

監査事務所が改善勧告事項に対する実施済み又は実施を計画している改善措置を文書にしたものをいう。

発見事項

監査事務所が行った監査業務に職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠違反が発生している懸念がある場合、監査責任者が品質管理の基準の求める個々の監査業務における品質管理の手続を実行していない場合及び監査事務所の定める品質管理のシステムに運用上の問題があると思われる事実を発見した場合等で発見事項記録シートに記載された事項をいう。発見事項は、その重要度の高低に基づき「改善勧告事項」又は「注意喚起事項」となる。

改善勧告事項

品質管理レビューにおいて発見事項とされたもののうち、改善措置を勧告する目的で改善勧告書に記載することとなった事項をいう。なお、「改善勧告事項」が、監査事務所が実施した監査業務において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している相当程度の懸念があると認められる場合には、「品質管理レビュー報告書」において表明される「限定事項付き結論」の原因となる限定事項として取扱われる。

注意喚起事項

平成25年度の品質管理レビューから適用となった品質管理レビュー手続第489-2項において規定されている。発見事項が改善勧告事項にならなかった場合でも、品質管理レビューの指導性の観点から監査事務所に自主的な改善を注意喚起する必要があることから、改善勧告書とは別の書面で、注意喚起の内容を伝え、適切な対応を促すものである。なお、注意喚起事項は改善勧告事項ではないため監査事務所に改善計画書を求めるものではないが、監査事務所は注意喚起された内容について自主的かつ適切な対応が必要であると理解すべきものである。また、品質管理委員会は、必要に応じて注意喚起の内容に対する対応措置の報告を監査事務所に求めることができる。

新起草方針に基づく監査基準委員会報告書等（クラリティ版報告書）

当協会が、国際監査・保証基準審議会（IAASB）におけるクラリティ・プロジェクト（国際監査基準等の各基準における監査上の要求事項と、その適用指針とを明確に区別して理解できるように、手続を明確化すること等）を踏まえ、既存の品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等を新起草方針に基づき改正したものである。適用は段階的に行われ、監査報告関係の6本の監査基準委員会報告書（カテゴリーA）は、平成24年3月期の監査又は平成23年9月中間期の中間監査より適用が開始され、品質管理基準委員会報告書及びその他の監査基準委員会報告書（カテゴリーB）は、平成24年4月1日以後開始する事業年度に係る監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間監査から適用されている。

リスク・アプローチに基づく監査の実施

品質管理レビューでの改善勧告事項の一つ。リスク・アプローチに基づく監査計画の策定と実施を意味し、次の監査領域を含んでいる。①適切な監査計画、②重要性の基準値の決定、③内部統制を含む企業及び企業環境の理解、④重要な虚偽表示リスクの識別、評価及びリスク対応、⑤リスク対応手続-運用評価手続の立案及び実施、⑥リスク対応手続-実証手続の立案及び実施、⑦IT統制リスクの評価と対応。

品質管理審議会

外部の有識者5名と会員2名の合計7名から組織され、主に品質管理委員会からの報告を受けて、品質管理レビュー及び上場会社監査事務所部会の運営が適切に行われているかどうか、また、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会からの報告を受けて、不服申立の手続及び審査が適切に行われているかどうか、それぞれの活動について検討、評価し、その結果を勧告する組織である。

品質管理委員会

委員長1名（当協会副会長）及び委員10名（会員7名及び会員外の有識者3名）で組織され、品質管理レビュー報告書・改善勧告書等の審議・決定を行っている。その下部組織として品質管理審査部会、品質管理特定事案検討部会及びレビューチームを設置している。

品質管理審査部会

五つの審査部会で構成され、審査部会長1名（会員）及び品質管理審査員4名（会員4名）で組織されている。各審査部会において品質管理レビューの結果等及び上場会社監査事務所の登録に関する事項の審査を行い、その審査結果を品質管理委員会に報告（承認申請）する。

品質管理特定事案検討部会

部会長1名を含む構成員4名（いずれも会員）で組織し、品質管理審査部会における審査結果が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定、三号措置又は四号措置の決定等の場合に検討し、検討結果を品質管理審査部会の審査結果と併せて、品質管理委員会に報告する。

大手監査法人

前回の品質管理レビューにおけるレビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数が100社以上又は前回の品質管理レビューの際に入手した監査事務所プロフィール(QCQ100)に記載の専門要員が1,000名以上の監査法人をいう。当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以後のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱う。

大規模監査法人

公認会計士法施行規則第24条により、監査法人の直近の会計年度の財務書類において、監査証明業務を行った上場有価証券発行者等の総数が100以上である場合の監査法人をいう。

報酬依存度のセーフガード

監査業務の特定の依頼人に対する報酬依存度が一定割合を占める場合、その依頼人に対する報酬依存度の高さとその依頼人を失うことへの懸念が、独立性を阻害する自己利益又は不当なプレッシャーを受ける脅威を生じさせると想定される。報酬依存度のセーフガードとは、そのような独立性を阻害する要因を除去するか、又はその重要性を許容可能な水準にまで軽減するための予防手段若しくは対策として「独立性に関する指針」に規定されたものであり、①一般的規定（220項、221項）と②依頼人が大会社等の場合（222項）から成る。

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR : International Forum of Independent Audit Regulators)

IFIARは、アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパ、中東及びオセアニアの51か国・地域の独立した監査監督当局から構成されている。当局が監査の市場環境に関する知識や独立した各監査監督当局の活動から得られる実務経験を共有するためのフォーラムを提供する場として、2006年に組織された(Fact Sheet IFIAR Report on 2014 Survey of Inspection Findings, Page1)。

システム上重要な金融機関 (SIFIs : Systemically Important Financial Institutions)

事業や取引規模が大きく、破綻すると金融システムに大きな影響を与える金融機関のことをいう (IFIAR Report on 2013 Survey of Inspection Findings, 脚注5)。

上場企業 (Listed PIEs : Public Interest Entities listed on a national securities exchange)

国際会計士連盟 (IFAC : International Federation of Accountants) の倫理規程 (Code of Ethics for Professional Accountants) において、社会的影響度の高い事業体 (PIE : Public Interest Entity) は、以下の通り定義される。

- 全上場企業
 - 法令により、社会的影響度の高い事業体として定義される事業体又は上場企業の監査と同じ独立性の要件を遵守した監査の実施を義務付けられる事業体
- 本年次報告書では、「Listed PIEs」を「上場企業」としている。

2 上場会社監査事務所部会に関する用語

上場会社監査事務所

会則第122条第3項第二号の定める者（金融商品取引所に上場されていない者を除く）と監査契約を締結している監査事務所であり、「本登録事務所」及び「本登録審査中の事務所」から構成される。

非上場会社監査事務所

会則第122条第3項の規定に基づき品質管理レビューを受けなければならない監査事務所のうち、上場会社監査事務所以外の監査事務所。会則第128条の2の規定に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所及び「品質管理レビュー実施済の事務所」として登録申請中の監査事務所である。

上場会社監査事務所部会の名簿

上場会社監査事務所部会の名簿とは、「上場会社監査事務所名簿」、「準登録事務所名簿」及び「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」をいう。会則第130条に基づき、「上場会社監査事務所名簿」に登録された上場会社監査事務所を本登録事務所、「準登録事務所名簿」に登録された監査事務所を準登録事務所という。

会則第128条に基づき、上場会社監査事務所は、「上場会社監査事務所名簿」への登録を品質管理委員会に申請しなければならず、登録の申請後、審査の上登録が認められた場合、「上場会社監査事務所名簿」に登録される。登録が認められない場合には、「上場会社監査事務所名簿等抹消リスト」に記載される。

準登録事務所の区分

準登録事務所には、以下のとおり「本登録審査中の事務所」「上場会社と契約予定の事務所」「品質管理レビュー実施済の事務所」の3区分がある。

区分	概要
本登録審査中の事務所	上場会社と監査契約を締結しており、上場会社監査事務所名簿への登録を申請済であるが、品質管理レビューの結果に基づく上場会社監査事務所名簿への登録は審査中の監査事務所 （当該監査契約に基づく監査業務について品質管理レビューが実施され、品質管理委員会での審査の結果、登録が認められた場合、本登録事務所として上場会社監査事務所名簿に記載される。）
上場会社と契約予定の事務所	上場会社と監査契約を締結する予定があり、準登録事務所名簿への登録を申し出た監査事務所
品質管理レビュー実施済の事務所	上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社（会社法上の大会社で売上高が10億円以上の会社等）の監査を行っている監査事務所のうち、品質管理レビューの結果に基づき準登録事務所名簿への登録が認められた監査事務所

上場会社監査事務所登録制度の措置の概要

措置の種類、概要及びそれぞれの措置の検討対象となる監査事務所とは、次のとおりである。なお、平成27年度より、新たに品質管理レビュー制度内に措置制度を設置し、現行の上場会社監査事務所登録制度の措置は廃止するが、監査事務所の品質管理の状況に応じて、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に注意・勧告の概要を「開示」又は名簿からの「抹消」を行うことを予定している（資料7参照）。

種類	概要	措置の検討対象となる監査事務所
一号措置	注意（当協会会長からの文書による注意）	品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、フォローアップ・レビューの結果、再度の改善勧告が行われた監査事務所等
二号措置	当協会が行う継続的専門研修の履修指示	一号措置又は三号措置の検討対象となった監査事務所等
三号措置	品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示（上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への措置の概要の記載）	① 品質管理レビュー報告書で「否定的結論」が表明された監査事務所 ② 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」（会長報告事項）が表明された監査事務所 ③ 品質管理レビュー報告書で「限定事項付き結論」（会長報告事項を除く。）が表明された監査事務所のうち、フォローアップ・レビューの結果、重要な事項について、再度の改善勧告が行われた監査事務所 ④ 品質管理レビュー報告書で「限定事項のない結論」が表明された監査事務所のうち、その他の改善勧告事項について、再フォローアップ・レビューでの再々度の改善勧告が行われた監査事務所等
四号措置	・上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示 ・準登録事務所名簿への登録の取消し （・上場会社監査事務所名簿からの抹消及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストへの措置の概要の記載 ・準登録事務所名簿からの抹消）	① 正当な理由がなく品質管理レビューを拒否し、又は品質管理レビューの実施に協力しなかった監査事務所 ② 三号措置が講じられた事項について再度の改善勧告が行われた監査事務所等

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会

監査事務所が、品質管理委員会の決定に不服がある場合に不服申立をする組織であり、会員3名及び会員外の有識者2名で構成される。同組織は、監査事務所からの不服申立について審査を行い、その結果、不服を認める場合には品質管理委員会に再審査を要請し、不服を認めない場合には当該不服申立を棄却し、その旨を会長に報告する。

3 平成27年度改正後の品質管理レビュー制度に関連する用語

品質管理レビュー

次に掲げる行為の総称をいう。

1. 監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ、改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合は、追加的な措置を決定する行為（以下措置及び追加的な措置の決定行為を除いて「通常レビュー」という。）。
2. 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受け、その改善が図られない場合に適切な措置を決定する行為（以下措置の決定行為を除いて「特別レビュー」という。）。

通常レビュー

監査事務所の行う品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

特別レビュー

監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為をいう。

品質管理の状況のレビュー

通常レビュー及び特別レビューの総称をいう。

定期レビュー

通常レビューのうち、通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、原則として3年に一度の頻度により計画的に実施するレビューをいう。

機動レビュー

通常レビューのうち、通常レビューを受けなければならない監査事務所を対象に、定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビューをいう。

4 品質管理関係規程に関する用語

< 会則 >

日本公認会計士協会会則

当協会の目的や事業等について規定したものであり、当協会が必要な措置を行うために規則及び細則を定める際の拠り所となるものである。

< 規則 >

品質管理委員会規則

会則第122条第3項及び第126条の規定に基づき、品質管理レビューの実施並びに品質管理委員会の職務及び組織に関して必要な事項を定めた規則である。

上場会社監査事務所登録規則

会則第136条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の登録及び運営に関して必要な事項を定めた規則である。

上場会社監査事務所登録・措置不服審査会規則

会則第137条第12項の規定に基づき、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

品質管理審議会規則

会則第137条の2第7項の規定に基づき、品質管理審議会の運営に関して必要な事項を定めた規則である。

< 細則 >

品質管理委員会運営細則

品質管理委員会規則第15条の規定に基づき、品質管理委員会、品質管理審査部会及び品質管理特定事案検討部会並びにレビューチームの運営に必要な事項を定めた細則である。

上場会社監査事務所登録細則

上場会社監査事務所登録規則第18条の規定に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿への登録その他運営に必要な事項について定めた細則である。

上場会社監査事務所登録制度の措置に関する細則

上場会社監査事務所登録規則第11条の規定に基づき、登録事務所に対して措置を講じる場合の判断基準を定めた細則である。

上場会社監査事務所部会登録監査事務所規約

会則第130条第1項の規定に基づき、上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿に登録された監査事務所並びに会則第128条の2第1項の規定に基づき準登録事務所名簿に登録を申請した監査事務所の義務について定めた規約である。

品質管理審議会



審議会長

増田 宏一

日本公認会計士協会 元会長



審議会長代理

山岸 良太

日本弁護士連合会 元副会長



外部委員

土本 清幸

株式会社東京証券取引所
取締役 常務執行役員



外部委員

鳥羽 至英

早稲田大学商学部教授



外部委員

広瀬 雅行

公益社団法人日本監査役協会 会長



外部委員

山本 謙三

株式会社NTT データ経営研究所
取締役会長



委員

椿 慎美

日本公認会計士協会
元常務理事

品質管理委員会



委員長

関根愛子

日本公認会計士協会 副会長



外部委員

唐津恵一

東京大学大学院法学政治学研究科
ビジネスロー・比較法政研究センター教授



外部委員

丸島俊介

弁護士



外部委員

安井良太

株式会社東京証券取引所
上場部長



委員

奥山弘幸

日本公認会計士協会 常務理事



委員

中川隆之

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北方宏樹

日本公認会計士協会 常務理事



委員

柴 毅

日本公認会計士協会 常務理事



委員

染葉真史

日本公認会計士協会 常務理事



委員

北澄和也

日本公認会計士協会 理事



委員

渡邊芳樹

日本公認会計士協会 理事

※外部委員とは、会員外の有識者をいう。



JICPA



日本公認会計士協会